

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2020年 4月 1日
(第92期) 至 2021年 3月 31日

株式会社商工組合中央金庫

(E21951)

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第92期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	11
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
4 【経営上の重要な契約等】	34
5 【研究開発活動】	34
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	36
第4 【提出会社の状況】	37
1 【株式等の状況】	37
2 【自己株式の取得等の状況】	40
3 【配当政策】	41
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	42
第5 【経理の状況】	57
1 【連結財務諸表等】	58
2 【財務諸表等】	113
第6 【提出会社の株式事務の概要】	134
第7 【提出会社の参考情報】	136
1 【提出会社の親会社等の情報】	136
2 【その他の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第92期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関 根 正 裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 松 橋 正 三

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03 (3272) 6111 (代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 松 橋 正 三

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	195,376	204,707	181,244	153,835	151,777
連結経常利益	百万円	50,876	58,499	32,199	21,664	8,503
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	32,442	37,339	15,430	14,543	9,242
連結包括利益	百万円	35,932	41,578	11,210	5,379	24,668
連結純資産額	百万円	935,318	972,384	964,082	959,450	979,554
連結総資産額	百万円	12,845,033	11,957,351	11,818,536	11,219,507	13,083,272
1株当たり純資産額	円	174.92	191.95	195.04	195.44	204.71
1株当たり当期純利益	円	14.90	17.15	7.08	6.68	4.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.25	8.10	8.12	8.51	7.45
連結自己資本利益率	%	3.54	3.93	1.59	1.51	0.95
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	535,383	△165,634	223,997	△582,568	502,640
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	149,580	16,625	113,507	73,799	△184,595
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△10,512	△24,512	△24,512	△10,011	5,435
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	1,682,086	1,508,563	1,821,556	1,302,775	1,626,256
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,080 [1,047]	4,083 [1,058]	4,113 [1,036]	4,020 [1,018]	3,909 [1,018]

- (注) 1. 当金庫及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結株価収益率については、当金庫の株式は非上場・非登録のため記載しておりません。

(2) 当金庫の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	160,233	170,187	146,437	119,021	117,932
経常利益	百万円	49,199	56,947	30,791	20,581	7,670
当期純利益	百万円	31,318	36,295	14,485	13,735	8,773
資本金	百万円	218,653	218,653	218,653	218,653	218,653
発行済株式総数	千株	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531	2,186,531
純資産額	百万円	937,782	971,550	962,309	956,679	969,963
総資産額	百万円	12,778,881	11,890,224	11,749,830	11,149,348	13,012,603
預金残高	百万円	5,109,032	4,892,270	5,057,977	5,082,048	5,893,654
債券残高	百万円	4,744,121	4,459,540	4,238,310	3,990,150	3,787,170
貸出金残高	百万円	9,356,833	8,648,176	8,289,724	8,294,116	9,521,402
有価証券残高	百万円	1,543,111	1,514,685	1,383,976	1,283,350	1,464,472
1株当たり純資産額	円	177.79	193.32	195.97	195.91	202.05
1株当たり配当額	円	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00	普通株式 (政府以外分) 3.00 普通株式 (政府分) 1.00
1株当たり当期純利益	円	14.38	16.67	6.65	6.31	4.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.33	8.17	8.18	8.58	7.45
自己資本利益率	%	3.39	3.80	1.49	1.43	0.91
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	14.36	12.39	31.04	32.73	51.24
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,753 [908]	3,765 [917]	3,798 [895]	3,703 [879]	3,599 [890]
株主総利回り	%	—	—	—	—	—
最高株価	円	—	—	—	—	—
最低株価	円	—	—	—	—	—

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり配当額については、普通株式(政府以外分)と普通株式(政府分)とに区別して、記載しております。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 株価収益率、株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当金庫の株式は非上場・非登録のため記載しておりません。
6. 配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した1株当たりの平均配当額を、1株当たり当期純利益で除して算出しております。

2 【沿革】

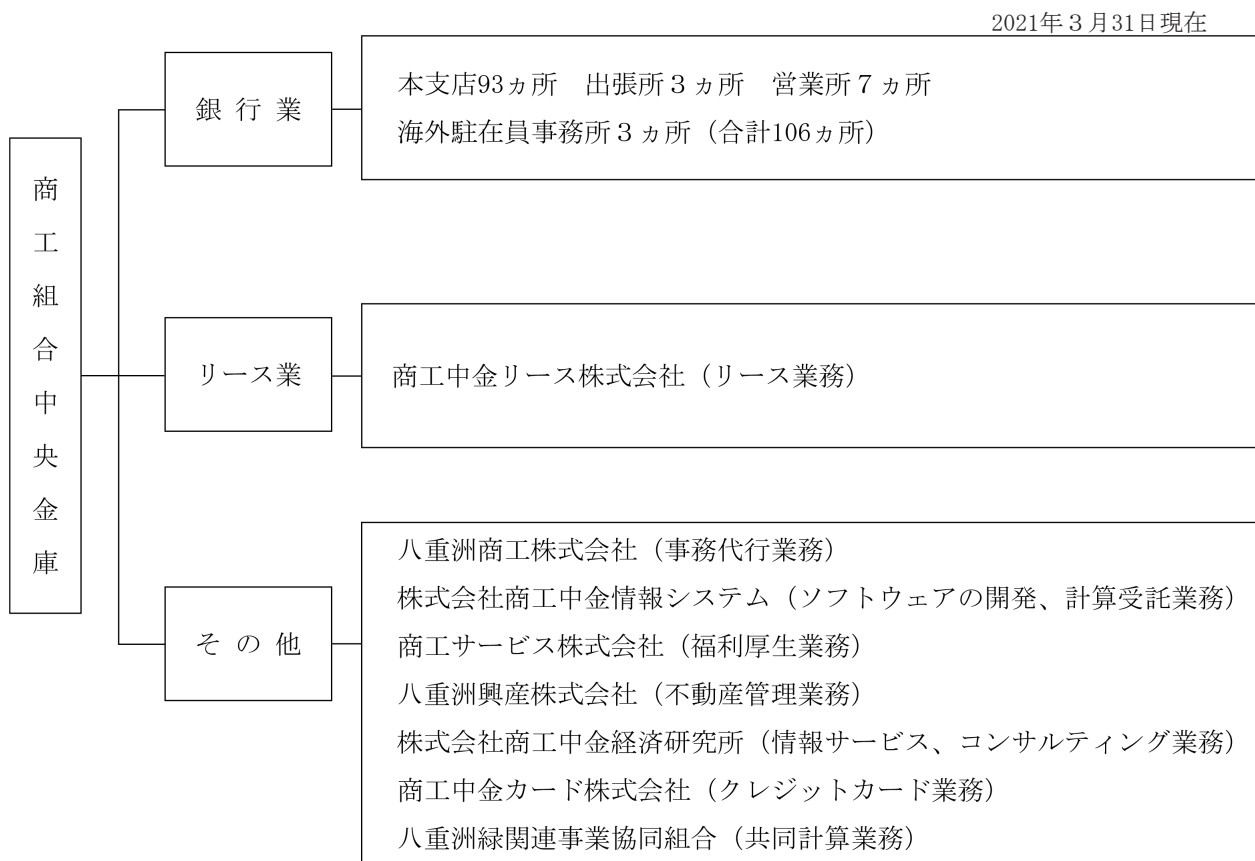
1936年 6月	商工組合中央金庫法の施行
1936年11月	創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎（日本興業銀行総裁）就任
1936年12月	設立登記完了、業務開始、本所（東京市麴町区丸の内）及び札幌ほか6支所開設
1937年 3月	第1回利付商工債券発行
1940年 7月	第1回割引商工債券発行
1952年 8月	全都道府県に店舗設置完了
1962年12月	東京都中央区八重洲に新本店竣工
1973年 5月	外貨貸付の取扱開始
1985年 6月	商工組合中央金庫法の改正（50年の存立期間を廃し恒久化）
1985年 8月	ニューヨーク駐在員事務所を開設
1988年 2月	商工中金全国ユース会発足
1990年11月	香港駐在員事務所を開設
1995年 1月	阪神・淡路大震災対策本部を設置
2003年 9月	割引債等本券の販売を終了
2005年 3月	上海駐在員事務所を開設
2006年 2月	新型定期預金（現「マイハーベスト」）の取扱開始
2006年 6月	行政改革推進法の施行（2008年10月から起算しておおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定）
2007年 4月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始（一部店舗）
2007年 5月	2008年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立

- 2008年10月 株式会社商工組合中央金庫法の施行（協同組織から株式会社化）
八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所（現 株式会社商工中金経済研究所）、日本商工リース株式会社（現 商工中金リース株式会社）、商中カード株式会社（現 商工中金カード株式会社）を連結子会社とする
法定指定金融機関として危機対応業務を開始
- 2009年 6月 株式会社商工組合中央金庫法の改正（政府の追加出資規定が新設、完全民営化期限の起算点が3年半延期）
- 2009年 7月 危機対応準備金1,500億円を計上
- 2011年 3月 東北地方太平洋沖地震対策本部を設置（2011年 5月13日、東日本大震災対策本部へ名称変更）
- 2011年 5月 株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化期限の起算点が3年延期）
- 2012年 9月 バンコク駐在員事務所を開設
- 2012年11月 「再生支援プログラム」を創設
- 2012年12月 ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行を終了
- 2015年 5月 株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）
- 2016年12月 組織金融部内に「危機対応業務管理室」を設置（2017年10月、独立した本部組織として「危機対応業務部」に改組）
- 2017年10月 「コンプライアンス統括室」を独立した本部組織として「コンプライアンス統括部」に改組
- 2018年 6月 本部組織の再編成を実施（統括本部として、「ファイナンス本部」等を設置。「監査役室」を設置。経営企画部内に「経営戦略室」、「IT戦略室」（2021年 4月、独立した本部組織として「DX推進部」に改組）、「地域連携推進室」を設置ほか）
- 2018年 6月 委任型執行役員を導入
- 2019年 4月 人事部内に「ダイバーシティ推進室」を設置（2021年 4月、「D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）推進室」に改組）
- 2020年 4月 「リスク統括部」を設置。コンプライアンス統括部内に「金融犯罪対策室」を設置。経営企画部内に「未来デザイン室」を設置
- 2021年 4月 ソリューション事業部内に「M&A支援室」等を設置

(2021年 3月31日現在、本支店93ヵ所、出張所 3ヵ所、営業所 7ヵ所、海外駐在員事務所 3ヵ所
合計106ヵ所)

3 【事業の内容】

当金庫グループは、当金庫、子会社8法人で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。また、事業系統図は以下のとおりです。なお、事業の区分は、「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合(%)	当金庫との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 八重洲商工株式会社	東京都 港区	90	その他(事務代行 業務)	100.00	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
株式会社商工中金情報 システム	東京都 東村山市	70	その他(ソフトウ ェアの開発、計算 受託業務)	100.00 (100.00)	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商工サービス株式会社	東京都 港区	32	その他(福利厚生 業務)	100.00 (37.50)	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
八重洲興産株式会社	東京都 港区	35	その他(不動産管 理業務)	100.00	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	当金庫より土地建 物の一部を賃借 当金庫へ土地建物 の一部を賃貸	—
株式会社商工中金経済 研究所	東京都 港区	80	その他(情報サー ビス、コンサルテ ィング業務)	100.00 (76.92)	1	—	預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商工中金リース株式会社	東京都 台東区	1,000	リース業務	100.00	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—
商工中金カード株式会社	東京都 港区	70	その他(クレジット カード業務)	100.00	1	—	金銭貸借 取引 預金取引	当金庫より建物の 一部を賃借	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社は、特定子会社に該当していません。
 3. 上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出していません。
 4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 5. 商工中金リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるセグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2021年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3,599 [890]	44 [20]	266 [108]	3,909 [1,018]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,007人を含んでおりません。
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当金庫の従業員数

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,599 [890]	38.7	15.3	7,651

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員889名を含んでおりません。
 2. 当金庫の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当金庫の職員組合は、商工組合中央金庫職員組合と称し、組合員数は3,030人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1 経営の基本方針

当金庫は中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かしたソリューションを的確に提供する「経営支援総合金融サービス事業」を展開しています。

当金庫は取引先中小企業の悩みや課題に対する支援を重点分野とし、以下のA～DゾーンそれぞれにKPIを設定してその進捗状況を管理しています。

A)借入負担が重く資金繰りに不安がある、B)債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している、C)リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある、D)創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業に対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&Aや事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供することにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。

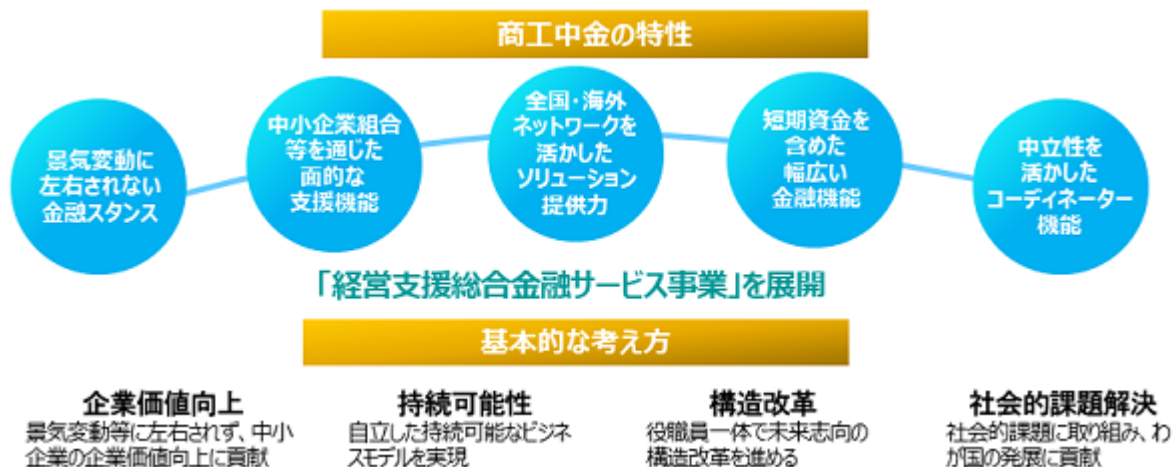
ミドルリスクゾーンへの取組強化と並行して、的確な事業性評価の実施、モニタリングを通じた予兆・実態把握の高度化、伴走支援型の経営改善サポートの強化等による信用リスクの低減化及びリスク・リターン管理の強化等を通じた信用リスク管理の高度化に取り組んでいきます。あわせて、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指します。

2 経営戦略

当金庫は、中期経営計画にあたる「商工中金経営改革プログラム」（計画期間：2018年4月～2022年3月）を策定しています。

これは、危機対応業務にかかる不正行為事案等に対する反省を踏まえ、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス体制の強化を目的として、2018年5月22日に主務省に提出した「ビジネスモデル等に係る業務改善計画」の実行計画です。

中期経営計画に基づいて、ビジネスモデルの確立に向けて着実に歩みを進めていくため、当金庫では、中期経営計画の主要な施策等について、目標となる指標（KPI）を設定し、その進捗を管理しています。



3 経営環境

当連結会計年度のわが国経済をみますと、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、年度前半に急激に悪化した後、後半は持ち直しの動きがみられましたが、飲食や旅行関連などの対面型サービスセクターを中心に依然として厳しい状況にあります。

個人消費は、年度当初の緊急事態宣言により、対面サービスを伴う分野を中心に大きく減少した後、持ち直しの動きを挟んで、年度末には再び感染症拡大を受け弱含みました。設備投資は、年度前半の減少後、生産活動の回復を受け、年度後半には製造業を中心に持ち直しの動きがみられました。輸出は、世界的な経済活動の停滞を受け、年度当初は減少しましたが、年度後半は経済の回復が進んだ中国向けを中心に増加に転じました。

中小企業の景況感をみますと、当金庫の「商工中金景況調査」では、6月調査で景況判断指数は大きく落ち込みましたが、9月調査以降は持ち直し、景況感に下げ止まりの動きがみられました。一方、「中小企業設備投資動向調査」をみますと、景気の先行き不透明感が増す中、設備投資には慎重な姿勢が続きました。

金融面につきましては、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する中、国内金利は短期金利、長期金利ともに低位で推移しました。円の対ドル相場は、米国の強力な金融緩和実施に伴って、緩やかなドル安円高傾向が続いた後、米国の長期金利上昇を受け、年度末にかけて1ドル110円台まで円安が進みました。日経平均株価は、海外株価の上昇等を背景に30年ぶりに一時30,000円台を回復するなど、堅調に推移しました。

4 対処すべき課題

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかけており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速化させていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化を強いられています。従って、引き続き取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、2020年8月より取り扱いを開始いたしました資本性劣後ローンを含めて、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

加えて、借入金の急激な増加、新常态におけるビジネスモデルや商流の変化、業界再編への適応等、中小企業の課題やニーズは一層多様化しており、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、これまで以上に適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務・収支上の課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域の金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEBやスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減を図りつつ、持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。また、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進やインクルージョンの浸透にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当金庫グループ（以下、本項目においては「当金庫」という。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

1 主要なリスクのうち特に重要なリスク

当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性がある主要なリスクのうち、特に重要なリスクを(1)コンプライアンスに関するリスク、(2)事業戦略が奏功しないリスク、(3)信用リスク、(4)システムリスク(※)として認識しております。

(※)近年脅威が増加しているサイバー攻撃などを踏まえ、今回より、システムリスクを特に重要なリスクとして認識しております。

(1) コンプライアンスに関するリスク

当金庫は、危機対応業務の不正行為事案等に対する反省を踏まえ、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題と位置付け、毎年度、コンプライアンス・顧客保護等管理プログラムを策定し、プログラムに沿って様々な施策を実行しております。しかしながら、仮に役職員等による不法行為、その他の不公正・不適切な取引が行われた場合、業務改善命令、業務停止命令、業務についての許認可の取消しを受ける、また、お客さま及び市場等からの信頼失墜等により、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(対応策)

当金庫では、コンプライアンス意識の立て直しに向けて、倫理憲章・行動基準等の策定・定着、継続的な教育研修の実施、不正抑止のための処分厳正化、内部通報制度の改善、エリア・コンプライアンス・オフィサーの設置等を実施するとともに、コンプライアンス意識の定着状況を定点観測するため、全職員に対し、定期的にコンプライアンスに係る意識調査を実施しております。職員のコンプライアンス意識定着に向けた具体的な取組みとして、全職員を対象としたコンプライアンス検討会を定期的に開催し、不適切事案等の還元・職員間での議論を通して、問題の真因や自分自身の行動を振り返る機会を作ることで、様々な規則の背景やあるべき姿（原理原則）について理解を深める取組みを実施しております。また、コンプライアンス・リスク管理態勢の強化として、コンプライアンス部署の指導・牽制機関として外部弁護士を委員長としたコンプライアンス委員会を取締役会から委任を受けて設置しております。こうした取組みを不断に行うことで、公正・誠実でコンプライアンス最優先の組織と業務運営を実現・定着させ、コンプライアンス・リスクの顕在化を未然に防止してまいります。

(2) 事業戦略が奏功しないリスク

当金庫は、2018年5月22日に主務省に提出いたしました「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」の実行計画として、同年10月18日に中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」を策定し、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、様々な戦略や施策を実行しております。しかしながら、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合にはこうした戦略や施策が成功しない、あるいは成功したとしても当初想定した成果を得られない、または計画の変更を余儀なくされ、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

- ・重点分野に対するソリューション提供等が進まず、顧客基盤の拡充を通じた資金利益や目指している手数料収入の獲得が想定通りに進まないこと
- ・募集債、法人預金、リテール調達が進まず、必要な資金調達が想定通りに進まないこと
- ・経営合理化に向けての戦略が想定通りに進まないこと
- ・危機対応業務等、他に優先すべき業務が長期間にわたり生じ、リソースの再配分を余儀なくされること

(対応策)

当金庫では、「商工中金経営改革プログラム」の実現に向けた具体的な取組みとして、事業性評価の強化、組織体制の整備、業績評価・人事制度の抜本的見直し、外部連携の強化や店舗機能の見直し等を実施しております。また、着実に事業戦略を実現するため、諸施策の推進、実行、モニタリング等の審議、報告等を行う経営

改革等実行会議を設置しております。

危機対応業務も含めた「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」への対応により、中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真のニーズや課題に応じた最適なソリューションの提供を推進するよう、未来志向の業務改革や職員の能力を最大限発揮できる人事制度の構築等の態勢整備を進めることで、「商工中金経営改革プログラム」を実現してまいります。

(3) 信用リスク（不良債権問題等）

信用リスクとは、信用供与先の財務内容の悪化等により資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクであります。以下の場合には信用コストが増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

a. 不良債権の状況

世界経済及び日本経済の動向、地価、株価及び金利の変動、貸出先の経営状況の変動、特に新型コロナウイルス感染症拡大の経済に与える影響等によっては、当金庫の不良債権及び信用コストが増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

b. 貸倒引当金の状況

当金庫は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算定した予想損失額に対して、貸倒引当金を計上しております。貸出先の状況が予想を超えて悪化した場合、地価下落等に伴い担保価値が低下し債権の保全状況が悪化した場合、あるいは経済状態全般が悪化した場合等、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。このような場合、信用コストが増加し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

c. 貸出先への対応

d. 権利行使の困難性

e. 貸出金、及び投資ポートフォリオの状況

(対応策)

当金庫では、信用リスク管理について、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準及び審査体制により信用リスクの把握及び評価を適切に行った上で、実施状況をモニタリングするなど必要な管理を行っているほか、信用リスク等をコントロールするため、リスク管理の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理機能の高度化を進めております。

また、2021年3月期の貸倒引当金については、新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を踏まえて、将来の経済見通し等を分析・検討し、連結決算日時点における個々の取引先区分には反映されていない信用リスクに関する諸情報を多面的に考慮した結果、要注意先の債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権について、リーマンショック発生時の実績を基礎として、連結決算日以降の取引先区分変動リスクや予想損失額の変動リスクを織り込むことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

(4) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク（システムの不備、システムに対する不正による情報セキュリティリスク(※1)及びサイバーセキュリティ事案(※2)を含む)であります。

基幹システム等コンピュータシステムの長期間に亘る重大なシステム障害の発生に伴い多大な損失が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(※1)情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、重要な情報資産の正当性、信頼性が様々な脅威（漏えい、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスクであります。

(※2)サイバーセキュリティ事案

サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案

であります。サイバー攻撃は年々巧妙化していることに加え、東京オリンピック・パラリンピックイヤーである本年は日本を標的としたサイバー攻撃が増加するおそれがあります。

サイバー攻撃によるシステム停止等が発生した場合、その程度によっては、業務の停止やそれに伴う損失が発生し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(対応策)

当金庫では、基幹システムおよび重要なシステムの二重化やバックアップ体制の構築、大規模災害等不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの整備等を行うとともに、大規模システム障害およびBCP（業務継続）訓練にも努め、システムリスクに対し万全の態勢で臨んでおります。

さらに、サイバー攻撃への対応として、社内ネットワークとインターネットの分離を実施するとともに、平常時、予兆段階、事案発生時、事案収束後の段階ごとに一連の対応・管理手続きを定めるなど多層的な対策を実施しております。また、組織内CSIRTとして「商中SIRT」を設置し、サイバー攻撃に関する情報収集・分析や、各種セキュリティ対策、定期的な対応訓練、コンティンジェンシープランの見直し等を実施しております。

2 その他の主要なリスク

当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性がある以下の(1)から(7)の各リスクを、その他の主要なリスクとして認識しております。

(1) 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替相場等様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクであります。当金庫では市場リスクを適切にコントロールするため、リスクの種類（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）や業務ごとにリスクリミット、ポジション枠、損失限度を設定するなど、必要な管理を行っておりますが、以下の場合には当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

a. 金利変動に伴うリスク

当金庫は債券、デリバティブ等を取扱う市場取引を行っており、金利変動により当金庫が保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

b. 為替リスク

当金庫の資産及び負債の一部は外貨建であり、外貨建の資産と負債の額が各通貨ごとに同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、為替変動が当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

c. 株価下落に伴うリスク

当金庫は市場性のある株式を保有しており、大幅な株価下落が発生した場合には、保有株式に減損又は評価損が発生し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が困難となる等のリスク（市場流動性リスク）であります。

当金庫では業務運営上必要不可欠な資金の確保と適切な金利での資金調達を両立するため、資金繰り状況に応じた管理体制をあらかじめ定めるとともに、商品ごとの市場規模、厚み及び流動性を勘案した管理を行うなど、必要な管理を行っておりますが、当金庫の財務内容が悪化した場合や市場が混乱した場合には、必要な資金を確保できずに資金繰りが悪化する可能性や通常取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、その結果当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(3) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであります。

また、オペレーショナル・リスクは、重要なリスクとして認識するシステムリスク（前述の通り）、事務リスク、法的リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクで構成されております。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクの統括部署であるリスク統括部が商工中金全体にかかるオペレーショナル・リスクの極小化を目指し統括管理を行っております。あわせて、各リスクごとに主管部署を設けるとともに、管理規定を定め、リスク軽減に努めております。

リスク管理にあたっては、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することを通じたリスクの低減にも取り組んでおります。また、外部の事業者等に業務を委託する場合には、外部委託業務にかかる管理手続きに基づき、顧客情報や顧客への対応の適切性を確保し、内在するリスクの低減に取り組んでおります。

a. 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（システムリスクに分類されない情報セキュリティリスクを含む）であります。

当金庫では厳格な事務規定を定め、正確な事務処理を励行することを徹底しておりますが、故意又は過失等による事務ミスにより事故が発生し、当金庫の信用低下等が生じた場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

b. 法的リスク

法的リスクとは、取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないことにより損失を被るリスクであります。

当金庫は事業活動にあたり、会社法、株式会社商工組合中央金庫法、金融商品取引法等の法令諸規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当金庫はこれら法令諸規制や契約内容が遵守されるよう規定・体制の整備及び教育研修等を実施しておりますが、法令解釈の相違、法令手続きの不備、法令違反行為等により法令諸規制や契約内容を遵守できなかった場合には、罰則適用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

c. 風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスクであります。

当金庫では風評リスク発生の未然防止、風評リスクの状況に関するモニタリング、風評リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、風評リスクの極小化に努めております。しかしながら、本項目に記載の諸リスクが顕在化した場合、評判の悪化や風説の流布等により、その内容の正確性に関わらず、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

d. 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じるリスクであります。

当金庫では人的リスク発生の未然防止、人的リスクの状況に関するモニタリング、人的リスク顕在時の各段階において対応すべき事項を定め、人的リスクの極小化に努めております。しかしながら、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

e. 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスクであります。

当金庫では有形資産リスクの把握と評価を行った上で対策を実施し、有形資産リスクの極小化に努めております。しかしながら、こうしたリスクに起因して損失が発生した場合、当金庫の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(4) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策上の不備に係るリスク

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各所でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」という）の重要性が急速に高まる中、我が国のマネロン対策に関する法規制の遵守状況及び対策の実効性を審査するFATF第4次相互審査が2019年に実施されております。かかる審査も踏まえ、2021年2月金融庁から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正が発出されるなど、金融機関のマネロン対策の強化が課題となっています。

当金庫は、国内外において事業活動を行う上で、国内外の法令諸規制の適用及びそれに基づく国内外の金融当局の監督を受けており、マネロン対策を経営上の重要課題の一つと位置付け、国内外の法令諸規制を遵守する態勢整備をするとともに、マネロン対策のさらなる強化を継続的に取り組んでおります。

しかしながら、マネロン対策が有効に機能せず、仮に法令諸規制への違反等が発生した場合には、内外の金融当局から業務停止、制裁金等の行政処分、レピュテーションの毀損等により、当金庫の業務運営や、財政状態、経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 自己資本比率

当金庫は連結及び単体の普通株式等Tier 1比率、連結及び単体のTier 1比率、連結及び単体の総自己資本比率について「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に定められる数値以上を目標とし、自己資本の充実に努めなければなりません。

当金庫の普通株式等Tier 1比率等の各比率が目標を下回った場合には、金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣から様々な命令を受けることがあります。

当金庫の自己資本比率に影響を与える主な要因は以下のとおりであります。

- ・不良債権処理や債務者の信用力悪化等による信用コストの増加
- ・保有する債券や株式等有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取り崩しによる自己資本の減少
- ・自己資本へ算入可能な劣後債務が再調達できない場合の自己資本の減少
- ・危機対応準備金の国庫納付及び危機対応準備金の額の減少に伴う自己資本の減少
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益項目の発生

(6) 年金債務

年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、又は予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。当金庫では、確定拠出年金制度の導入や退職給付信託の設定による安定した制度運営に取り組んでおります。

(7) 固定資産の減損会計

当金庫が保有する固定資産については、固定資産の減損に係る会計基準及び適用指針を適用しております。当金庫では、保有する固定資産の収益性および価額についてモニタリング等により確認しておりますが、固定資産の使用目的の変更、収益性の低下及び価額の下落などにより評価減が発生する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当金庫グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 財政状態

貸出金は、危機対応貸出を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への円滑な資金供給を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比1兆2,262億円増加し、9兆5,114億円となりました。なお、連結リスク管理債権は前連結会計年度末比98億円減少し、3,272億円となりました。

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前連結会計年度末比1,811億円増加し、1兆4,611億円となりました。

預金・譲渡性預金は、期末残高が前連結会計年度末比9,742億円増加し、6兆3,246億円となりました。また、債券の期末残高は、前連結会計年度末比2,029億円減少し、3兆7,867億円となりました。

これらの結果、総資産の期末残高は、前連結会計年度末比1兆8,637億円増加し、13兆832億円となりました。総自己資本比率（「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号）に基づき算出したもの）は、12.68%となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

（銀行業）

セグメント資産は、前連結会計年度末比1兆8,687億円増加し、13兆90億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比1兆8,491億円増加し、12兆448億円となりました。

（リース業）

セグメント資産は、前連結会計年度末比26億円減少し、873億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比30億円減少し、744億円となりました。

（その他）

セグメント資産は、前連結会計年度末比0億円減少し、86億円となりました。また、セグメント負債は、前連結会計年度末比0億円減少し、23億円となりました。

○連結リスク管理債権

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
破綻先債権額	579	524	△54
延滞債権額	2,545	2,487	△57
3ヵ月以上延滞債権額	9	1	△7
貸出条件緩和債権額	237	258	21
合計	3,371	3,272	△98

(2) 経営成績

当連結会計年度の連結粗利益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への資金調達ニーズに対応した結果、貸出金残高が増加し、資金運用収支が前連結会計年度比92億円増加した一方で、コロナ禍を受け、重点分野を含む本業支援の活動が上期低調に推移したことから、役員取引等収支等が減少し、合計では同44億円増加し、1,076億円となりました。

営業経費は、人件費が減少したものの、店舗統合などの合理化投資に取り組み、物件費等が増加したことから、同40億円増加し、803億円となりました。

与信費用は、今後の新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を捉え、将来のポートフォリオ変化を織り込んだ予防的な引当を88億円計上したこと等から、同125億円増加し、196億円となりました。

以上により、経常利益は前連結会計年度比131億円減少し85億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同53億円減少し、92億円となりました。

また、セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

(銀行業)

経常収益は、前連結会計年度比10億円減少し、1,179億円となりました。また、セグメント利益は、前連結会計年度比129億円減少し、76億円となりました。

(リース業)

経常収益は、前連結会計年度比5億円減少し、328億円となりました。また、セグメント利益は、前連結会計年度比1億円減少し、6億円となりました。

(その他)

経常収益は、前連結会計年度比4億円減少し、62億円となりました。また、セグメント利益は、前連結会計年度比1億円減少し、1億円となりました。

○損益の概要

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
連結粗利益	1,031	1,076	44
資金運用収支	884	977	92
役務取引等収支	86	69	△17
特定取引収支	38	22	△16
その他業務収支	21	8	△13
営業経費 (△)	762	803	40
与信費用 (注) (△)	71	196	125
その他	19	8	△10
経常利益	216	85	△131
特別損益	△44	29	74
税金等調整前当期純利益	172	114	△57
法人税等合計 (△)	26	22	△4
当期純利益	145	92	△53
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0	—
親会社株主に帰属する当期純利益	145	92	△53

(注) 与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比3,234億円増加し、1兆6,262億円となりました。

当連結会計年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金の増加等により5,026億円（前連結会計年度比＋1兆852億円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により△1,845億円（前連結会計年度比△2,583億円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行等により54億円（前連結会計年度比＋154億円）となりました。

① 国内・海外別収支

当連結会計年度におきまして、国内は、資金運用収支が971億89百万円、役員取引等収支が69億24百万円、特定取引収支が22億2百万円、その他業務収支が8億16百万円となりました。

海外は、資金運用収支が5億40百万円、役員取引等収支が△21百万円、その他業務収支が0百万円となりました。

以上により、合計では、資金運用収支は前連結会計年度比92億31百万円増加して977億30百万円、役員取引等収支は同17億35百万円減少して69億2百万円、特定取引収支は同16億38百万円減少して22億2百万円、その他業務収支が同13億72百万円減少して8億16百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	88,039	460	—	88,499
	当連結会計年度	97,189	540	—	97,730
うち資金運用収益	前連結会計年度	94,491	2,475	△1,948	95,018
	当連結会計年度	102,337	922	△370	102,888
うち資金調達費用	前連結会計年度	6,452	2,015	△1,948	6,519
	当連結会計年度	5,147	381	△370	5,157
役員取引等収支	前連結会計年度	8,655	△17	—	8,637
	当連結会計年度	6,924	△21	—	6,902
うち役員取引等収益	前連結会計年度	10,209	2	—	10,212
	当連結会計年度	9,518	0	—	9,518
うち役員取引等費用	前連結会計年度	1,553	20	—	1,574
	当連結会計年度	2,593	22	—	2,615
特定取引収支	前連結会計年度	3,840	—	—	3,840
	当連結会計年度	2,202	—	—	2,202
うち特定取引収益	前連結会計年度	3,871	—	—	3,871
	当連結会計年度	2,202	—	—	2,202
うち特定取引費用	前連結会計年度	31	—	—	31
	当連結会計年度	—	—	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	2,189	△0	—	2,189
	当連結会計年度	816	0	—	816
うちその他業務収益	前連結会計年度	37,816	1	—	37,817
	当連結会計年度	34,613	0	—	34,613
うちその他業務費用	前連結会計年度	35,626	1	—	35,628
	当連結会計年度	33,797	0	—	33,797

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は12兆2,604億57百万円、利息は1,023億37百万円、利回りは0.83%となりました。また、国内の資金調達勘定の平均残高は11兆2,565億37百万円、利息は51億47百万円、利回りは0.04%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は865億78百万円、利息は9億22百万円、利回りは1.06%となりました。また、海外の資金調達勘定の平均残高は920億65百万円、利息は3億81百万円、利回りは0.41%となりました。

以上により、合計の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比9,801億42百万円増加して12兆2,584億69百万円、利息は同78億70百万円増加して1,028億88百万円、利回りは同0.00%低下して0.83%となりました。また、合計の資金調達勘定の平均残高は同1兆101億27百万円増加して11兆2,600億37百万円、利息は同13億61百万円減少して51億57百万円、利回りは同0.01%低下して0.04%となりました。

○ 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	11,275,395	94,491	0.83
	当連結会計年度	12,260,457	102,337	0.83
うち貸出金	前連結会計年度	8,118,426	85,830	1.05
	当連結会計年度	9,190,090	96,235	1.04
うち有価証券	前連結会計年度	1,238,119	4,379	0.35
	当連結会計年度	1,242,595	3,710	0.29
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	159,266	1,022	0.64
	当連結会計年度	285,125	130	0.04
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1,598,401	1,098	0.06
	当連結会計年度	1,376,479	1,098	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	10,246,410	6,452	0.06
	当連結会計年度	11,256,537	5,147	0.04
うち預金	前連結会計年度	5,070,137	3,108	0.06
	当連結会計年度	5,707,060	2,669	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	151,642	16	0.01
	当連結会計年度	230,983	20	0.00
うち債券	前連結会計年度	4,161,237	1,006	0.02
	当連結会計年度	3,868,429	1,107	0.02
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	10,794	△2	△0.02
	当連結会計年度	31,242	△3	△0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	440,791	44	0.00
	当連結会計年度	214,772	21	0.00
うち借入金	前連結会計年度	350,853	1,310	0.37
	当連結会計年度	1,147,403	1,098	0.09

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度1,492百万円、当連結会計年度1,705百万円）を控除して表示しております。

○ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	90,350	2,475	2.73
	当連結会計年度	86,578	922	1.06
うち貸出金	前連結会計年度	42,763	1,403	3.27
	当連結会計年度	47,646	742	1.55
うち有価証券	前連結会計年度	1,260	20	1.58
	当連結会計年度	1,106	16	1.50
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	6,213	119	1.92
	当連結会計年度	2,646	2	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	90,919	2,015	2.21
	当連結会計年度	92,065	381	0.41
うち預金	前連結会計年度	934	0	0.04
	当連結会計年度	1,256	0	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	42,654	997	2.33
	当連結会計年度	37,418	169	0.45
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	2	0	2.53
	当連結会計年度	3	0	1.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	20	0	2.12
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	0	0	2.01
	当連結会計年度	0	0	0.33

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度524百万円、当連結会計年度5,501百万円）を控除して表示しております。

○ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	11,365,746	△87,419	11,278,327	96,967	△1,948	95,018	0.84
	当連結会計年度	12,347,035	△88,565	12,258,469	103,259	△370	102,888	0.83
うち貸出金	前連結会計年度	8,161,190	—	8,161,190	87,233	—	87,233	1.06
	当連結会計年度	9,237,737	—	9,237,737	96,977	—	96,977	1.04
うち有価証券	前連結会計年度	1,239,379	—	1,239,379	4,399	—	4,399	0.35
	当連結会計年度	1,243,702	—	1,243,702	3,727	—	3,727	0.29
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	159,266	—	159,266	1,022	—	1,022	0.64
	当連結会計年度	285,125	—	285,125	130	—	130	0.04
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1,604,614	—	1,604,614	1,218	—	1,218	0.07
	当連結会計年度	1,379,126	—	1,379,126	1,101	—	1,101	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	10,337,329	△87,419	10,249,909	8,467	△1,948	6,519	0.06
	当連結会計年度	11,348,603	△88,565	11,260,037	5,528	△370	5,157	0.04
うち預金	前連結会計年度	5,071,072	—	5,071,072	3,108	—	3,108	0.06
	当連結会計年度	5,708,317	—	5,708,317	2,670	—	2,670	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	194,297	—	194,297	1,014	—	1,014	0.52
	当連結会計年度	268,402	—	268,402	190	—	190	0.07
うち債券	前連結会計年度	4,161,237	—	4,161,237	1,006	—	1,006	0.02
	当連結会計年度	3,868,429	—	3,868,429	1,107	—	1,107	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	10,797	—	10,797	△2	—	△2	△0.02
	当連結会計年度	31,245	—	31,245	△3	—	△3	△0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	20	—	20	0	—	0	2.12
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	440,791	—	440,791	44	—	44	0.00
	当連結会計年度	214,772	—	214,772	21	—	21	0.00
うち借入金	前連結会計年度	350,853	—	350,853	1,310	—	1,310	0.37
	当連結会計年度	1,147,403	—	1,147,403	1,098	—	1,098	0.09

(注) 1. 「相殺消去額」欄には、「国内」・「海外」間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度2,016百万円、当連結会計年度7,207百万円）を控除して表示しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は95億18百万円となりました。また、役務取引等費用は25億93百万円となりました。

海外の役務取引等収益は0百万円、役務取引等費用は22百万円となりました。

以上により、合計の役務取引等収益は前連結会計年度比6億93百万円減少して95億18百万円、役務取引等費用は同10億41百万円増加して26億15百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,209	2	—	10,212
	当連結会計年度	9,518	0	—	9,518
うち預金・債券 ・貸出業務	前連結会計年度	6,260	2	—	6,262
	当連結会計年度	5,995	0	—	5,995
うち為替業務	前連結会計年度	1,379	0	—	1,380
	当連結会計年度	1,402	0	—	1,403
うち証券関連業務	前連結会計年度	118	—	—	118
	当連結会計年度	85	—	—	85
うち代理業務	前連結会計年度	989	—	—	989
	当連結会計年度	778	—	—	778
うち保証業務	前連結会計年度	979	—	—	979
	当連結会計年度	861	—	—	861
役務取引等費用	前連結会計年度	1,553	20	—	1,574
	当連結会計年度	2,593	22	—	2,615
うち為替業務	前連結会計年度	371	11	—	383
	当連結会計年度	346	14	—	360

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

④ 国内・海外別特定取引の状況

○ 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は前連結会計年度比16億69百万円減少して22億2百万円となりました。また、特定取引費用は同31百万円減少し、計上はありません。

なお、海外の特定取引収益及び特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	3,871	—	—	3,871
	当連結会計年度	2,202	—	—	2,202
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	3,871	—	—	3,871
	当連結会計年度	2,202	—	—	2,202
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	31	—	—	31
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	31	—	—	31
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○ 特定取引資産・負債の内訳（末残）

国内の特定取引資産は前連結会計年度比2億66百万円増加して151億9百万円となりました。また、特定取引負債は同5億61百万円増加して89億28百万円となりました。

なお、海外の特定取引資産及び特定取引負債の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	14,843	—	—	14,843
	当連結会計年度	15,109	—	—	15,109
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	14,843	—	—	14,843
	当連結会計年度	15,109	—	—	15,109
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引負債	前連結会計年度	8,367	—	—	8,367
	当連結会計年度	8,928	—	—	8,928
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	8,367	—	—	8,367
	当連結会計年度	8,928	—	—	8,928
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑤ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	5,075,465	1,095	—	5,076,561
	当連結会計年度	5,874,338	12,439	—	5,886,778
うち流動性預金	前連結会計年度	1,795,731	1,026	—	1,796,758
	当連結会計年度	2,233,210	1,298	—	2,234,509
うち定期性預金	前連結会計年度	3,193,020	68	—	3,193,089
	当連結会計年度	3,558,340	11,141	—	3,569,481
うちその他	前連結会計年度	86,713	—	—	86,713
	当連結会計年度	82,787	—	—	82,787
譲渡性預金	前連結会計年度	243,890	29,928	—	273,818
	当連結会計年度	391,920	45,944	—	437,864
総合計	前連結会計年度	5,319,355	31,024	—	5,350,380
	当連結会計年度	6,266,258	58,384	—	6,324,642

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金

4. 定期性預金＝定期預金

⑥ 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付商工債	前連結会計年度	3,989,750	—	—	3,989,750
	当連結会計年度	3,786,770	—	—	3,786,770
合計	前連結会計年度	3,989,750	—	—	3,989,750
	当連結会計年度	3,786,770	—	—	3,786,770

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

⑦ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	8,240,041	100.00	9,463,319	100.00
製造業	2,700,424	32.77	2,932,542	30.99
農業, 林業	31,364	0.38	29,916	0.32
漁業	4,855	0.06	6,112	0.06
鉱業, 採石業, 砂利採取業	11,479	0.14	10,461	0.11
建設業	245,754	2.98	299,842	3.17
電気・ガス・熱供給・水道業	25,599	0.31	28,142	0.30
情報通信業, 運輸業, 郵便業	1,094,411	13.28	1,221,222	12.91
卸売業, 小売業	2,534,248	30.76	2,776,634	29.34
金融業, 保険業	44,395	0.54	48,149	0.51
不動産業, 物品賃貸業	674,105	8.18	732,507	7.74
各種サービス業	861,610	10.46	1,366,834	14.44
地方公共団体	204	0.00	297	0.00
その他	11,587	0.14	10,656	0.11
海外及び特別国際金融取引勘定分	45,108	100.00	48,105	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	45,108	100.00	48,105	100.00
合計	8,285,149	—	9,511,424	—

- (注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

○ 外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、前連結会計年度及び当連結会計年度の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

⑧ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	502,984	—	—	502,984
	当連結会計年度	734,260	—	—	734,260
地方債	前連結会計年度	466,498	—	—	466,498
	当連結会計年度	460,194	—	—	460,194
社債	前連結会計年度	215,730	—	—	215,730
	当連結会計年度	172,712	—	—	172,712
株式	前連結会計年度	31,051	—	—	31,051
	当連結会計年度	39,896	—	—	39,896
その他の証券	前連結会計年度	62,619	1,108	—	63,727
	当連結会計年度	52,954	1,113	—	54,067
合計	前連結会計年度	1,278,884	1,108	—	1,279,992
	当連結会計年度	1,460,017	1,113	—	1,461,131

(注) 1. 「国内」とは、当金庫（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当金庫の海外店であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当金庫は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。なお、当金庫はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

※2020年12月末以前のリスク・アセット額について、不動産関連貸出の分類が一部誤っていることが判明しましたのでお詫び申し上げます。なお、自己資本比率に及ぼす影響は極めて軽微であることから、公表済の数値の修正は行わないこととします。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2021年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	12.68
2. 連結Tier 1比率(5/7)	11.74
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	11.74
4. 連結における総自己資本の額	10,212
5. 連結におけるTier 1資本の額	9,455
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	9,455
7. リスク・アセットの額	80,491
8. 連結総所要自己資本額	6,439

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2021年3月31日
連結レバレッジ比率	8.00

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2021年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4／7）	12.68
2. 単体Tier 1 比率（5／7）	11.74
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6／7）	11.74
4. 単体における総自己資本の額	10,104
5. 単体におけるTier 1 資本の額	9,355
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	9,355
7. リスク・アセットの額	79,682
8. 単体総所要自己資本額	6,374

単体レバレッジ比率（国際統一基準）

（単位：％）

	2021年3月31日
単体レバレッジ比率	7.96

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当金庫の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,366	1,212
危険債権	1,773	1,811
要管理債権	246	260
正常債権	81,289	93,467

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当金庫グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末の末日現在において判断したものであります。

当連結会計年度においては、多くの中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化を強いられている状況を踏まえ、危機対応業務の指定金融機関として影響を受けた事業者に対する資金繰り支援に全力で取り組みました。

資金繰りに関する相談は落ち着きつつありますが、需要消失の長期化に直面する中小企業に対し、迅速な資金繰り支援に加え、棄損した財務に対する資本性資金の供給等を含む経営改善支援に取り組んでまいります。

加えて、借入金の急激な増加、新常态におけるビジネスモデルや商流の変化、業界再編等への適応等、中小企業の課題やニーズは多様化しており、これまで以上に本業支援を中心とした適切な対処法の助言や、経営課題解決に向けたソリューションの提供を行っていく必要があると考えております。

当金庫では中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業やリスクの高い事業に乗り出そうとしているがうまく進められない中小企業に対して、重点的に支援を行う分野をAゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義し、支援を強化してまいりました。重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や残高をKPIとして設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで生じる新たな課題やニーズの変化は、まさに「経営支援総合金融サービス事業」の事業領域であることを踏まえ、ビジネスモデル確立に向けて、重点分野への一層の注力が必要であると考えております。

ボリュームゾーンであるAゾーンは、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化したお取引先や、商流に変化が生じたお取引先に対し、より踏み込んだ支援を行っていく必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーンについては、新型コロナウイルス感染症の影響で財務・収支上の課題が顕在化したお取引先を含め、当金庫がサポートする取引先中小企業の収支改善、営業キャッシュ・フローの増加を通じ、過剰債務の圧縮等が図られるように、資本増強支援策も活用し、中長期的な目線を持って能動的にサポートしてまいります。

Cゾーン、Dゾーンは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画や調達計画の変更を余儀なくされた取引先中小企業も多いことを踏まえ、これらの変更に対応するための新たなニーズを捉えた支援を実施してまいります。

これら重点分野の取組みを支えるためのコンプライアンス意識は確実に浸透が図られております。また、重点分野を持続的なものとするための各種業務改革も予定どおりに進んでおり、中期経営計画期間中に全ての取組みが完了する見込みに変更はありません。

Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン
財務構造改革支援	事業再生・ 経営改善支援等	産業構造の変革への 挑戦支援	新産業への挑戦や 創業支援
事業性評価を起点に、財務構造改革を実施したのち、本業支援を行うことで、企業価値向上を支援。	債務超過や赤字等、財務・収支に課題を有しているお取引先に対し、経営改善計画の策定支援等を通じ、事業再生・経営改善を支援。	業界集約化やビジネスモデルの変革（脱下請け化、海外展開）を行う企業に対し、産業再編M&A、海外展開支援等を実施。	フロンティア分野（航空機、ロボット、高度IT）に挑戦する企業や創業から間もない企業に対し、投融資と本業支援一体の支援を実施し、地域の金融機能の高度化に取り組む。

○重点分野の実績

		2019年度 実績	2020年度 実績	2021年度 目標 (※)
Aゾーン	取組件数	16,474件	13,725件	—
	取組金額	14,779億円	13,036億円	—
	貸出残高	9,074億円	9,758億円	12,600億円
Bゾーン	計画策定支援 (累計)	1,185件	1,651件	—
	リファイナンス (累計)	1,213件	1,541件	—
	ランクアップ数・率	544先・13.5%	418先・7.7%	—
	経営指標改善	2,575先・76.0%	2,354先・68.4%	—
	貸出残高	9,384億円	10,297億円	12,000億円
Cゾーン	取組件数	568件	493件	—
	取組金額	985億円	1,343億円	—
	貸出残高	1,668億円	2,640億円	3,300億円
Dゾーン	取組件数	1,048件	742件	—
	取組金額	379億円	338億円	—
	貸出残高	585億円	615億円	800億円

※A～Dゾーンの貸出残高は、2020年度までの実績等を踏まえた見直し実施後の予測値。

3 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当金庫が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては以下のとおりであります。

<貸倒引当金の計上>

当金庫及び連結子会社における貸出金、支払承諾見返等の債権の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権を分類しております。また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、「その他の要注意先債権」という。）を、貸出条件緩和の有無により区分しております。これらの取引先区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」を主要な仮定として設定しております。

「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。

「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」として、正常先債権に相当する債権（損害担保付貸出を除く）については、大口債権の貸倒が発生した過去の特定の年度の貸倒実績率に基づき計上しております。

その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権区分については、新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を踏まえて、将来の経済見通し等を分析・検討し、連結決算日時点における個々の取引先区分には反映されていない信用リスクに関する諸情報を多面的に考慮した結果、リーマンショック発生時の取引先区分変動実績を基礎として、連結決算日以降の取引先区分変動リスクを織り込むための追加調整を行っております。

また、その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権区分についても、同様に考慮した結果、リーマンショック発生時の貸倒実績率を基礎として、連結決算日以降の予想損失額の変動リスクを織り込むための追加調整を行うことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

当金庫の経営者は、貸倒引当金の計上にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、現時点の最善の見積りであると判断しております。ただし、当該見積りに用いた仮定には一定の不確実性があり、個別貸出先の業況変化等により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合や、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、当該貸倒引当金は増減する可能性があります。

(参考)

区分	引当金計上基準
正常先債権	今後1年間の予想損失率(※1)を使用し、一般貸倒引当金を計上
要注意先債権	今後1年間又は3年間の予想損失率(※1)を使用し、一般貸倒引当金を計上
その他の要注意先債権(※2)	
要管理先債権(※3)	
破綻懸念先債権(※3)	担保・保証による回収見込額を控除した金額に対し、今後7年間の予想損失率を使用し、個別貸倒引当金を計上
破綻先債権・実質破綻先債権	担保・保証による回収見込額を控除した金額を個別貸倒引当金として計上

(※1) 予想損失率は、貸倒実績率に基づき求めた損失率に将来見込み等必要な修正を加味して算定

(※2) その他の要注意先債権は、貸出条件緩和の無い債権区分と貸出条件緩和を有する債権区分とに区分される

(※3) 要管理先債権及び破綻懸念先債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者の一部にはDCF法等を適用

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業では、お客さまの利便性向上及び顧客基盤の強化・拡大を図るため、当連結会計年度は、87億円の設備投資を実施しました。

リース業、その他では重要性のある投資はありません。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2021年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員 数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当 金 庫	—	本店・神田 支店	東京都中央区	銀行業	店舗	1,724.46	1,285	2,049	—	199	3,534	661
	—	札幌支店他 4店舗	北海道地区	銀行業	店舗・ 営業所	2,587.35	133	164	—	46	344	91
	—	仙台支店他 8店舗	東北地区	銀行業	店舗・ 営業所	5,032.50 (1,266.52)	448	373	—	37	859	167
	—	横浜支店他 12店舗	関東地区 (東京都を除く)	銀行業	店舗・ 営業所	5,539.51 (1,690.54)	377	1,368	—	84	1,830	334
	—	東京支店他 11店舗	東京都 (本店・神田 支店を除く)	銀行業	店舗・ 営業所・ 出張所	3,546.64	4,422	1,353	—	88	5,864	573
	—	名古屋支店 他19店舗	中部地区	銀行業	店舗・ 営業所	10,182.86 (2,019.77)	532	1,438	—	100	2,071	507
	—	神戸支店他 7店舗	近畿地区 (大阪府を除く)	銀行業	店舗	4,141.20 (898.65)	202	607	—	45	855	207
	—	大阪支店他 6店舗	大阪府	銀行業	店舗・ 営業所	3,280.39	451	1,771	—	50	2,273	306
	—	広島支店他 9店舗	中国地区	銀行業	店舗・ 営業所	5,866.95 (925.63)	134	349	—	18	502	194
	—	高松支店他 3店舗	四国地区	銀行業	店舗	2,205.48	95	413	—	19	529	76
	—	福岡支店他 11店舗	九州地区	銀行業	店舗・ 出張所	6,248.98	351	1,079	—	49	1,480	258
	—	ニューヨー ク支店	アメリカ 合衆国	銀行業	店舗	—	—	0	—	14	14	7
	—	上海駐在員 事務所他2 事務所	中華人民 共和国他	銀行業	海外駐在 員事務所	—	—	6	—	2	9	4
	—	東村山舎宅 他33件	東京都 東村山市他	銀行業	舎宅・寮	22,937.93	3,415	1,050	—	0	4,465	—
—	その他の 施設	東京都 東村山市他	銀行業	研修所他	31,459.18	9,752	3,679	—	2,439	15,871	216	

2021年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の有 形固定資産	合計	従業員 数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会社	商工中金 リース(株)	本社他	東京都 台東区他	リース業	事務所他	—	—	3	—	16	19	44
	八重洲商工 (株)他5社	本社他	東京都 港区他	その他	事務所他	3,107.61	522	468	—	17	1,008	266

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め85百万円であります。
2. その他の有形固定資産は、事務機械2,340百万円、その他891百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中で重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当金庫	本店他	—	改修 その他	銀行業	店舗・事務 センター他	1,030	—	自己資金	—	—
当金庫	本店他	—	新設 改修	銀行業	事務機械他	580	—	自己資金	—	—

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

重要な設備の売却については、該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
危機対応準備金株式	10
計	4,000,000,010

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,186,531,448	2,186,531,448	—	単元株式数は、1,000株であります。
計	2,186,531,448	2,186,531,448	—	—

(注) 危機対応業務の円滑な実施を目的とし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6の規定に基づき、当金庫定款に危機対応準備金株式を発行することができる旨規定しておりますが、事業年度末現在及びこの有価証券報告書提出日現在、発行済の危機対応準備金株式はありません。

なお、当金庫定款に規定している危機対応準備金株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

(2) 配当金

危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

上記のほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(4) 取得条項

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(5) 単元株式数

単元株式数は、1株とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2008年10月1日 (注1)	△3,037,671	2,186,531	△303,767	218,653	—	—
2009年7月14日 (注2)	0	2,186,531	—	218,653	—	—
2009年8月19日 (注3)	△0	2,186,531	—	218,653	—	—

(注) 1. 2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金から特別準備金への振替を行ったことによる資本金の減少であります。

発行済株式総数増減数(千株)は、資本金増減額に対する出資が特別準備金に振り替えられたため、出資口数増減数(千口)と読み替えます。

2. 2009年7月14日、危機対応準備金株式1株の政府に対する第三者割当て(発行価格150,000百万円の有償割当て)を実施しましたが、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金150,000百万円を計上しているため、資本金増減額及び資本準備金増減額はあります。

3. 2009年8月19日に実施いたしました自己の株式の取得及び消却により、危機対応準備金株式1株が減少いたしました。

4. 2019年3月29日、危機対応準備金15,000百万円を国庫納付し、同額を危機対応準備金から減額いたしました。

5. 2020年3月31日、危機対応準備金5,500百万円を国庫納付し、同額を危機対応準備金から減額いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	112	—	15,751	—	—	65	15,929	—
所有株式数 (単元)	1,016,000	61,669	—	1,092,235	—	—	13,802	2,183,706	2,825,448
所有株式数 の割合(%)	46.53	2.82	—	50.02	—	—	0.64	100.00	—

(注) 自己株式10,618,129株は「個人その他」に10,618単元、「単元未満株式の状況」に129株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.69
全日本火災共済協同組合連合会	東京都中央区日本橋浜町二丁目11番2号	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6,639	0.30
株式会社珈栄舎	愛知県名古屋市中区瑞穂区上山町三丁目14番地1	6,087	0.27
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	5,300	0.24
鹿児島県火災共済協同組合	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号	5,006	0.23
東京木材問屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	5,000	0.22
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番1号	4,823	0.22
大阪船場繊維卸商団地協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,810	0.22
計	—	1,071,050	49.22

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式10,618千株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 10,618,000	—	—
完全議決権株式(その他)	2,173,088,000	2,170,191	—
単元未満株式	2,825,448	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	2,186,531,448	—	—
総株主の議決権	—	2,170,191	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社商工組合中央金庫法第6条第3項の規定により、議決権を行使することができない株主名義の株式2,897,000株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同株主名義の完全議決権株式に係る議決権の数2,897個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式」の欄には、当金庫所有の自己株式129株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲 二丁目10番17号	10,618,000	—	10,618,000	0.49
計	—	10,618,000	—	10,618,000	0.49

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第8号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第8号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年11月18日)での決議状況 (取得日2021年3月26日)	311,246	53,845,558
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	306,246	52,980,558
残存決議株式の総数及び価額の総額	5,000	865,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

- (注) 1. 会社法第155条第8号の規定に基づき、所在不明株主が所有する当金庫普通株式を取得したものであります。
2. 当事業年度における取得自己株式数は取締役会(2020年11月18日)後の異議申述期間中に異議申出があった株式数(5,000株)を含めておりません。
3. 買取単価は東京地方裁判所にて任意売却を許可された1株当たり金173円であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	54,598	10,805,861
当期間における取得自己株式	9,700	1,930,300

- (注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求）	1,400	275,000	—	—
保有自己株式数	10,618,129	—	10,627,829	—

(注) その他（単元未満株式の買増請求）及び保有自己株式数の当期間には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

配当につきましては、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに安定配当を行っていくことを基本方針としております。また、毎年3月31日を基準日とする年1回の期末配当を実施しております。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政府保有株式に対する配当は1株につき民間保有株式に対する1株当たり配当額の3分の1と規定されております。当事業年度の配当につきましては、上記に基づき民間保有株式1株当たり3円、政府保有株式1株当たり1円として配当の決定機関であります株主総会のご承認を戴きました。

なお、株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。また、株式会社商工組合中央金庫法第42条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
2021年6月22日 定時株主総会決議	4,495	民間保有株式 3.00 政府保有株式 1.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当金庫は、1936年の設立よりこれまでの間、政府と中小企業組合がともに出資し、市場（機関投資家や個人等のお客さま）から資金を調達して運営する「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、ガバナンスの強化・整備を行ってまいりました。

特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、株主である中小企業組合やその組合員、政府、及び市場の規律のもと、会社法及び株式会社商工組合中央金庫法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置しております。また、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者及び外部有識者等で構成される「人事委員会」、役員報酬（制度）及び退職慰労金に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者及び外部有識者等で構成される「報酬委員会」、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関である「コンプライアンス委員会」等を設置し、「中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めてまいります。

加えて、新たなビジネスモデルの確立のために、2018年6月に過半の社外取締役の登用等により経営体制を刷新しております。特に、社外取締役への報告・サポート体制整備等によりその機能を強化しつつ、複数回審議の実施等を行い取締役会での議論を活性化することにより、取締役会の機能を強化しております。

また、業務運営に当たってはその指針となる企業理念を制定し、当金庫グループの全役職員に周知・浸透を図っております。企業理念は、当金庫の存在意義である「使命」、社会の一員としてのステークホルダーへの約束である「経営姿勢」、これらを具現化するための職員の行動価値基準である「行動指針」の3つで構成されております。

使命	<p>中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。 私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法をはじめとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。 お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが、私たち商工中金の使命です。</p>
経営姿勢	<p>中小企業の皆さまに対して 長期安定的な取引に基づく安心と、問題解決に資するサービスを提供します。 企業間連携・地域連携を促進し新たなビジネス機会を創出します。 お客さまの成長を通じて私たちも成長し、長期的な企業価値向上を目指します。</p>
	<p>資金をお預けいただく皆さまに対して 健全な経営に徹し、信頼・誠実・丁寧を旨とする対応を実現します。 資産運用の良きパートナーとしてベストな運用をサポートします。 社会貢献へつなげる運用を実現します。</p>
	<p>職員に対して 現場主義を徹底し、チャレンジを奨励する活力ある組織を目指します。 専門能力の開発をサポートし、プロフェッショナルな人材を育成します。 プロセスを重視し、社会に貢献する喜び、誇りが感じられる職場をつくります。</p>
	<p>社会に対して コンプライアンスを徹底します。 経営の透明性を高め、情報の開示・発信に努めます。 すべてのステークホルダーの満足を追求し、地域経済の発展に貢献します。</p>
行動指針	<p>お客さまの立場になり、お客さまの未来を考え、お客さまから求められるスキルを磨き、お客さまのために一丸となって、お客さまの夢を応援していく。 高い志と公正・健全な精神を胸に、私たちは誇りをもって行動します。</p>

② 企業統治に関する事項

(i) 会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役7名、そのうち社外取締役4名で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む）で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性を確保しつつ職務を適切に遂行できる人物を選任するため、「社外役員の独立性基準」を定めております。社外取締役及び社外監査役は全て、この「社外役員の独立性基準」を満たしております。

D. 経営諮問委員会

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

E. 人事委員会

役員人事について、社外関係者を含む「人事委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

F. 報酬委員会

役員報酬（制度）や役員退職慰労金に係る業績評価について、社外関係者を含む「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

G. 業務運営委員会

他の事業者との間の適正な競争関係の確保の状況の検証及び地域金融機関との多様な連携の在り方等の助言を経営に反映させるため、「業務運営委員会」を設置しております。

H. コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

I. 経営会議

取締役会に付議すべき事項を審議し、また、一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議機関として、社長執行役員、副社長執行役員等で構成する「経営会議」を設置しております。

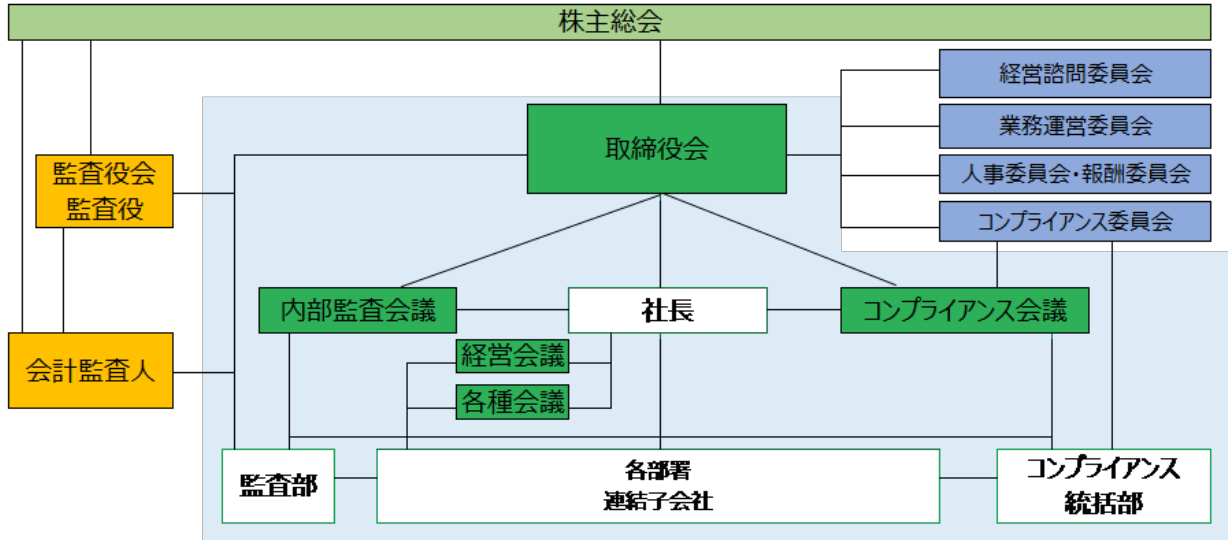
J. 内部監査会議・コンプライアンス会議

取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委任された内部監査及びコンプライアンスに関する事項を審議決定する機関として、「内部監査会議」、「コンプライアンス会議」を設置しております。

K. 各種会議

業務執行の効率化のため、投融資、CS推進、信用リスク管理等の事項に関しての各種会議を設けております。

当金庫のガバナンス体制



(ii) 内部統制システムの整備の状況

当金庫は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する当金庫の業務並びに当金庫及び子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

A. 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
- ・コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
- ・取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
- ・コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ・不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
- ・執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- ・反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
- ・監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

- C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類ごとの管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類ごと及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - ・取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ・執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - ・取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - ・取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - ・中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- E. 当金庫及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a). 当金庫の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、当金庫及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
 - ・取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下、「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下、「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
 - ・子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
 - ・コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - ・子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (b). 当金庫の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
- ・統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。
 - ・当金庫は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
- (c). 当金庫の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
 - ・取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - ・統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
 - ・子会社等は、当金庫の指導の下、適正なリスク管理を行う。

- (d). 当金庫の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
- (e). その他
- ・執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - ・当金庫と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- F. 当金庫及び子会社等から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- G. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、その職務を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
 - ・監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- H. 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a). 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ・取締役、委任型執行役員及び使用人は、当金庫の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当金庫に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ・取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - ・社内及び社外に設置した内部通報窓口が内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
- (b). 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - ・子会社等の社内及び社外に設置した相談窓口が相談があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
- (c). 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当金庫及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- I. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ・監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ・監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - ・監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。
 - ・監査役は、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

(iii) 顧客保護に対する取組み

当金庫は、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、当金庫の業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）及びお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しております。

また、顧客保護等の管理は、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理及び利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置する等、所要の管理体制を整備しております。なお、コンプライアンス統括部は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議及び取締役会へ報告しております。

(iv) リスク管理体制の整備の状況

A. リスク管理体制

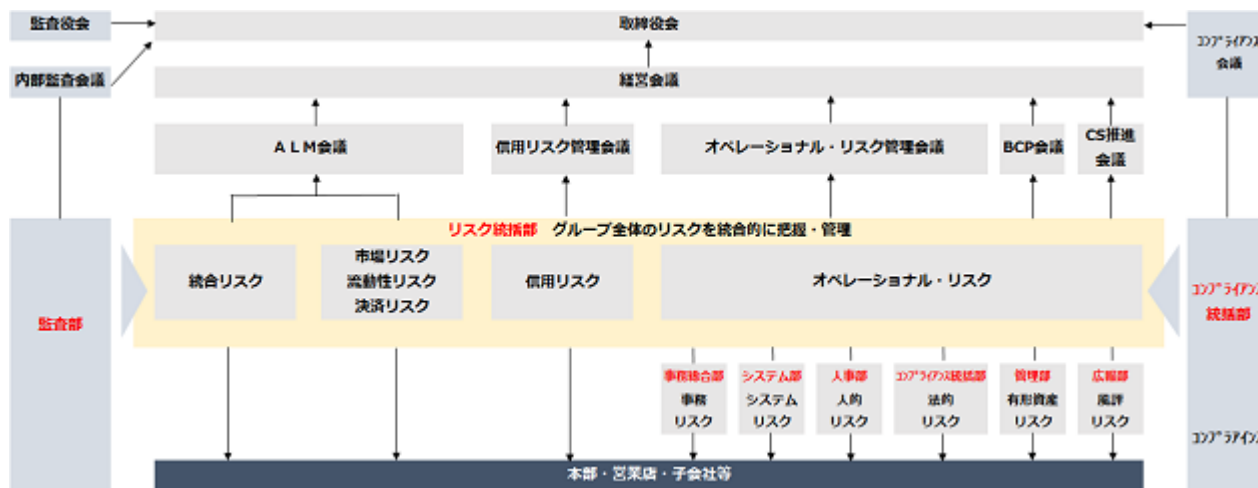
当金庫では、リスク管理規程及び各種リスク管理関連規定を定め、各リスクの管理部署及びリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備しております。

業務に付随する様々なリスクに対し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク管理統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理に関する事項を統括しております。また、リスク統括部は、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己資本の健全性を確認しております。

こうしたリスク管理の状況については、経営会議で検討を行い、取締役会に報告しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部はリスク管理態勢にかかる監査を行い、結果については内部監査会議を通じ取締役会に報告しております。

《リスク管理体制図》



B. コンプライアンス体制

当金庫では、グループのコンプライアンスに係る基本方針として、「倫理憲章」を制定し、当金庫内外に発表しています。倫理憲章のもと、コンプライアンス規程、コンプライアンス関連規定及びコンプライアンス・マニュアルを定め、コンプライアンス体制を整備しております。

コンプライアンスに関する統括セクションとして、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンスに係る企画及び管理を行っております。また、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置し、それぞれの部室店においてコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンスに関する取組みは、毎年、取締役会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施事項を決定しております。また、コンプライアンス・プログラムの実施状況は、コンプライアンス会議で審議され、取締役会へ報告しております。

C. 危機管理体制

大規模災害等の発生に伴う危機対応を適切に行うため、「事業継続計画（BCP）」を策定するとともに、「BCP会議」を設置しております。危機発生時には必要に応じて「災害対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D. グループ管理体制

当金庫グループにおける業務の適正を確保するため、子会社等管理規程を定め、子会社等各社の規模・特性に応じた適切な管理を行っております。子会社等の業務運営及び推進に係る基本方針等については、経営会議において審議し、取締役会で決定しております。

各社は、コンプライアンス、各種リスク管理等に係る事項について、諸規定を定めるとともに、重要な業務の執行にあたっては、当金庫へ適時・適切に協議・報告を行う体制としており、必要に応じ、当金庫の経営指導等を受けております。

一方、当金庫の監査部署が、独立した監査部署として各社の監査を実施し、当金庫グループ全体の業務の適正を確保しております。

(v) 役員の報酬等の内容

当事業年度における役員に対する報酬等は以下のとおりであります。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)
取締役（社外取締役を除く）	3	65
監査役（社外監査役を除く）	2	18
社外役員	9	66
計	14	150

(注) 1. 監査役及び社外役員の員数には、2020年6月23日に辞任した監査役1名、2020年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。

2. 取締役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額2百万円が、監査役に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額1百万円及び役員退職慰労金0百万円が含まれております。

3. 社外役員に対する報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額5百万円及び役員退職慰労金0百万円が含まれております。

③ 責任限定契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当金庫と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、当金庫は、被保険者の範囲を当金庫のすべての取締役、監査役及び委任型執行役員とした、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を補填することとします。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、当金庫が全額負担しております。

④ 取締役の定数

当金庫は、定款（2008年7月28日商工組合中央金庫臨時総代会承認、9月8日主務大臣認可）に、取締役は15名以内とする旨を定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当金庫は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当金庫は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

⑦ 種類株式の内容

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るため、危機対応準備金を創設し、危機対応準備金に対する政府出資受入れに当たり、政府に対して普通株式とは異なる種類株式である危機対応準備金株式を発行するため、当金庫定款に、次のとおり規定しております。

なお、危機対応準備金株式の趣旨を踏まえ、危機対応準備金株式は議決権を有せず、剰余金の配当請求権を有しません。また、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける権利を有しますが、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に払込金相当額が計上された時以降はかかる優先権を有さず、普通株式と同順位で残余財産の分配を受ける権利を有することとなります。

（第6条） 当会社の発行可能株式総数は、4,000,000,010株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	4,000,000,000株
危機対応準備金株式	10株

（第9条） 当会社の単元株式数は、普通株式については1,000株とし、危機対応準備金株式については1株とする。

2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

（第13条の2） 危機対応準備金株式を有する株主（以下、「危機対応準備金株式株主」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、全部の事項につき株主総会において議決権を有しない。

（第13条の3） 当会社は、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式の登録株式質権者（以下、「危機対応準備金株式登録株式質権者」という。）に対して、剰余金の配当をしない。

（第13条の4） 当会社は、残余財産を分配するときは、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、危機対応準備金株式1株につき、その払込金額相当額の金銭を支払う。ただし、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき、危機対応準備金に当該相当額が計上された時以降は、この限りでない。

2 前項に定めるほか、危機対応準備金株式株主又は危機対応準備金株式登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

（第13条の5） 当会社は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6第3項の規定に基づき危機対応準備金の額が計上された時以降であって取締役会が別に定める日が到来したときは、危機対応準備金株式の全部を、危機対応準備金株式1株につき、最終事業年度に係る貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額から危機対応準備金の額及び特別準備金の額を控除して得た額を発行済株式の総数で除して得た額で、取得することができる。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	関根正裕	1957年5月18日生	1981年4月 2005年2月 2007年4月 2008年6月 2009年6月 2010年6月 2018年2月 2018年3月 2018年6月	株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ フィナンシャルグループ)入行 西武鉄道株式会社出向 同入社 株式会社西武ホールディングス入社 株式会社プリンスホテル入社 株式会社西武ホールディングス 取締役上席 執行役員総合企画本部長兼総合企画本部広 報室長 株式会社プリンスホテル 取締役上席執行役 員 西武鉄道株式会社 取締役上席執行役員 株式会社西武プロパティーズ 取締役 株式会社プリンスホテル 取締役常務執行役 員 商工中金 顧問 同代表取締役社長 同代表取締役社長兼社長執行役員(現職)	注1	—
取締役 専務執行役員	鍛冶克彦	1961年5月2日生	1985年4月 2012年9月 2013年6月 2015年7月 2016年6月 2017年7月 2018年6月	通商産業省(現経済産業省)入省 中小企業庁事業環境部長 大臣官房審議官(政策総合調整担当) 関東経済産業局長 地域経済産業審議官 商工中金 執行役員 同取締役兼専務執行役員(現職)	注1	—
取締役 常務執行役員	小原広之	1964年9月22日生	1987年4月 2015年7月 2017年7月 2020年7月 2021年6月	大蔵省(現財務省)入省 預金保険機構 調査部長 同金融再生部長 福岡財務支局長 商工中金 取締役兼常務執行役員(現職)	注2	—
取締役	多胡秀人	1951年11月2日生	1974年4月 1988年8月 1992年1月 1999年1月 2007年6月 2011年8月 2015年6月 2018年6月 2020年6月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀 行)入行 フランス・インドスエズ銀行(現クレデ ィ・アグリコル銀行) 東京支店資本市場部 長 ナショナル・ウエストミンスター銀行 東京 支店業務推進部長 デロイトトーマツコンサルティング株式会 社(現アビームコンサルティング株式会社) パートナー 株式会社山陰合同銀行 社外取締役(現職) 一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 (現職) 浜松信用金庫(現浜松磐田信用金庫) 非常勤 理事(現職) 商工中金 取締役(現職) 株式会社東和銀行 社外取締役(現職)	注1	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	中村重治	1953年9月17日生	1976年4月 2006年6月 2008年6月 2011年10月 2012年4月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2018年6月	株式会社埼玉銀行(現株式会社埼玉りそな銀行)入行 株式会社りそな銀行 取締役兼専務執行役員 同代表取締役副社長兼執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長 株式会社エフテック 社外監査役(現職) トーヨーカネツ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現職) リケンテクノス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現職) 商工中金 取締役(現職)	注1	—
取締役	大川順子	1954年8月31日生	1977年12月 2013年6月 2016年4月 2018年4月 2018年6月 2019年4月 2020年6月	日本航空株式会社入社 同取締役専務執行役員客室本部長 同代表取締役専務執行役員コミュニケーション本部長 同取締役副会長 同副会長 同特別理事 商工中金 取締役(現職)	注1	—
取締役	大久保和孝	1973年3月22日生	1995年11月 2016年2月 2019年6月 2019年9月 2019年12月 2020年2月 2020年6月 2020年11月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)経営専務理事ERM本部長 株式会社大久保アソシエイツ 代表取締役社長(現職) セガサミーホールディングス株式会社 社外監査役(現職) サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役(現職) 株式会社ブレインパッド 社外監査役(現職) 株式会社LIFULL 社外取締役(現職) 株式会社サーラコーポレーション 社外取締役(現職) 商工中金 取締役(現職) 武蔵精密工業株式会社 社外取締役(監査等委員)(現職) 株式会社SSDnaform 代表取締役社長(現職)	注1	—
常勤監査役	岡本泰一郎	1966年12月19日生	1989年4月 2018年6月 2020年6月	商工中金入庫 同業務企画部長 同常勤監査役(現職)	注1	—
常勤監査役	岡田不二郎	1952年9月17日生	1976年4月 2006年4月 2006年6月 2007年4月 2010年4月 2013年6月 2018年6月	日本電気株式会社入社 同執行役員兼法務部長 日本電気硝子株式会社 社外監査役 日本電気株式会社 執行役員兼リスク・コンプライアンス統括部長兼法務部長 同執行役員常務 同常勤監査役 商工中金 常勤監査役(現職)	注3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	寺脇一峰	1954年4月13日生	1978年4月 2014年1月 2015年1月 2016年9月 2017年6月 2018年2月 2018年6月 2019年6月	最高裁判所司法研修所入所 公安調査庁長官 仙台高等検察庁検事長 大阪高等検察庁検事長 鈴木論法律事務所弁護士(現職) キュービー株式会社 社外監査役(現職) 商工中金 監査役(現職) 東芝機械株式会社(現芝浦機械株式会社) 社外取締役(現職) 鹿島建設株式会社 社外監査役(現職)	注3	—
監査役	金子裕子	1958年3月28日生	1980年4月 1989年10月 1993年2月 2007年5月 2010年7月 2018年4月 2018年6月 2019年6月 2020年6月 2021年4月	札幌テレビ放送株式会社入社 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) パートナー 同シニアパートナー 早稲田大学商学大学院教授(現職) 商工中金 監査役(現職) 神奈川中央交通株式会社 社外取締役(現職) 三菱UFJリース株式会社(現三菱HCキャピタル株式会社) 社外監査役 三菱HCキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員)(現職)	注3	—
計						—

- (注) 1. 任期は、2020年6月23日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、2021年6月22日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、2018年6月21日から2021年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役多胡 秀人、中村 重治、大川 順子及び大久保 和孝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役岡田 不二郎、寺脇 一峰及び金子 裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6. 当金庫は、執行役員制度を導入しております。また、監督と執行の分離を進め、ガバナンスの強化を図るべく、従来の雇用型執行役員制度に加え、新たに委任型の執行役員制度を2018年6月21日より導入しております。

なお、委任型執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員が該当）9名及び雇用型執行役員（執行役員が該当）10名は次のとおりであります。

役職名	氏名
副社長執行役員	梅田晃士郎
専務執行役員	中谷 肇
専務執行役員	小野木哲也
常務執行役員	本幡克哉
常務執行役員	羽根正人
常務執行役員	牧野秀行
常務執行役員	森野真一郎
常務執行役員	萩尾 太
常務執行役員	阿部 学
執行役員	野上武彦
執行役員	岩下繁忠
執行役員	木戸口昌己
執行役員	佐藤一也
執行役員	中塩浩幸
執行役員	山田真也
執行役員	住本佳史
執行役員	堂園哲也
執行役員	佐藤 淳
執行役員	木村光孝

- ② 当金庫と当金庫の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役は、当金庫のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当金庫との間に特に利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

A. 監査役監査の組織、人員及び手続

当金庫の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。社外監査役岡田 不二郎は、上場企業において長く法務・コンプライアンス等の業務を経験、社外監査役寺脇 一峰は、弁護士の資格を有しており、法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役金子 裕子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役を補助する監査役室を設置し、専任の補助使用人3名を配置しております(2021年3月末現在)。監査役室の使用人の人事評価・異動に関しては監査役の同意が必要であり、取締役からの一定の独立性を確保しております。

監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画及び職務の分担等に基づき、監査役監査を実施しております。

B. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、当連結会計年度において16回開催しております。監査役会の平均所要時間は、2時間20分程度でした。

各監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	当連結会計年度の監査役会 出席回数／開催回数(注)	当連結会計年度の実務取締役会 出席回数／開催回数(注)
常勤監査役	牧野 秀行	6回／6回 (出席率100%)	3回／3回 (出席率100%)
常勤監査役	岡本 泰一郎	10回／10回 (出席率100%)	13回／13回 (出席率100%)
常勤監査役(社外監査役)	岡田 不二郎	16回／16回 (出席率100%)	17回／17回 (出席率100%)
監査役(社外監査役)	寺脇 一峰	16回／16回 (出席率100%)	17回／17回 (出席率100%)
監査役(社外監査役)	金子 裕子	16回／16回 (出席率100%)	17回／17回 (出席率100%)

(注)牧野 秀行の出席状況は2020年6月23日退任迄を、岡本 泰一郎の出席状況は2020年6月23日就任以降を対象としております。

監査役会においては、監査報告の作成、監査方針及び監査計画、その他監査役の職務の執行に関する事項を主な検討事項にしているほか、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。

C. 監査役の活動状況

監査役は、取締役会に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保する体制の状況を監視及び検証するなど、取締役の職務執行について、適法性・妥当性の観点から監査を行っております。

当連結会計年度の本支店等における業務及び財産の状況の調査に係る監査実績は、本部239回、本支店20ヵ所、営業所3ヵ所、子会社5社です。

監査役は、代表取締役のほか、社外取締役も含めた取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しており、必要に応じた提言を行っております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の経営会議、内部監査会議、コンプライアンス会議等の重要な会議への出席、本部各部の定例監査、支店往査等を通じて、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告しております。

当連結会計年度は以下を重点監査方針として取組みました。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い発動された危機対応業務にかかる運用状況について、取組み意義の理解、コンプライアンス遵守に対する意識等を注視する。
- ②「商工中金経営改革プログラム」の執行状況について、事業性評価に基づくニーズ起点の課題解決型金融の実践や成果実現の状況、各種集中合理化施策の整備運用状況等を重点的に確認する。
- ③近時の経済動向・金融情勢等を踏まえ、ALM管理、信用リスク管理、顧客保護、反社会的勢力の排除、マネーロンダリング管理、及びBCPへの取組み状況に十分留意する。
- ④内部統制システムの運用状況を引き続き注視する。特にコンプライアンス遵守の定着状況を注視する。

また、会計監査人による監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人が監査役と協議した事項に対して潜在的影響額と発生可能性の観点で実施した評価に基づき、会計監査人と複数回にわたり意見交換・協議を行いました。最終的に会計監査人がKAMとして決定した、貸出金に対する貸倒引当金の評価について、監査の状況・結果の報告を受け、確認を行いました。

② 内部監査の状況

A. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査部署として、営業店や本部各部から独立し、社長執行役員直属の部署である監査部（2021年3月末現在39名）が内部監査機能を担っております。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでおります。

資産監査では、自己査定及び償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しております。

なお、内部監査結果は、監査役が同席する内部監査会議又は経営会議を経て取締役会に定期的に報告しております。

B. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査部署は、毎月1回監査役との定期的な会合により、意見交換及び情報交換を行うなど緊密な連携を図っております。また、会計監査人とは監査結果を踏まえた情報交換を定期的 to 実施し、監査の発見事項等を共有しております。

監査役は、会計監査人から監査計画とその結果報告を受け意見交換を行うほか、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行うなど連携を密にしております。また、内部監査部署、監査役及び会計監査人の三者による会合を開催して、連携強化に努めております。

③ 会計監査の状況

A. 監査法人の名称

会計監査人については、PwCあらた有限責任監査法人を選任し、会計監査証明を受けております。

B. 継続監査期間

17年間

当金庫は、2007年3月期から継続してPwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。なお、2007年3月期に当金庫の監査業務を執行した公認会計士は、あらた監査法人の設立に伴い同一ネットワークに属する旧中央青山監査法人から異動しております。また、当金庫は、2005年3月期から2006年3月期まで継続して旧中央青山監査法人による監査を受けておりました。

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。

C. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は、佐々木 貴司氏、白畑 尚志氏、大辻 竜太郎氏の3名であります。

D. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他22名で構成されております。

E. 監査法人の選定方針と理由

当金庫の会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を有していることから、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選定しております。

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

F. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は会計監査人の評価基準を定めており、当該評価基準に基づき、会計監査人の評価を実施しております。会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、監査役会は、PwCあらた有限責任監査法人が、会計監査人に求められる監査品質、独立性、専門性、品質管理体制等を有していると評価いたしました。

④ 監査報酬の内容等

A. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	93	5	93	11
連結子会社	7	—	8	—
計	100	5	101	11

(注) 上記報酬の金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

前連結会計年度の当金庫における非監査業務の内容は、全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務及び危機対応準備金に関する合意された手続業務等であります。

当連結会計年度の当金庫における非監査業務の内容は、全銀協TIBOR行動規範の遵守態勢に対する保証業務及び海外現地法人向け融資に関するアドバイザー・サービス業務等であります。

B. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

C. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

E. 監査役会が会計監査人の監査報酬に同意した理由

過年度における監査内容は相当であり、監査時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当事業年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意しております。

第5 【経理の状況】

1. 当金庫の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則」（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号。以下「商工組合中央金庫法施行規則」という。）に準拠しております。
2. 当金庫の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、商工組合中央金庫法施行規則に準拠しております。
3. 当金庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当金庫は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備をするため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,327,060	1,680,626
コールローン及び買入手形	37,719	143,938
買入金銭債権	22,355	19,471
特定取引資産	14,843	15,109
有価証券	※1, ※7, ※13 1,279,992	※1, ※7, ※13 1,461,131
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 8,285,149	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 9,511,424
外国為替	※6 15,900	※6 24,810
その他資産	※7 191,046	※7 175,820
有形固定資産	※9, ※10 39,454	※9, ※10 43,522
建物	17,287	17,329
土地	18,653	22,126
建設仮勘定	1,680	835
その他の有形固定資産	1,832	3,231
無形固定資産	9,808	10,286
ソフトウェア	7,742	9,122
その他の無形固定資産	2,066	1,163
退職給付に係る資産	17,795	26,625
繰延税金資産	45,667	39,298
支払承諾見返	110,779	112,070
貸倒引当金	△178,065	△180,864
資産の部合計	11,219,507	13,083,272
負債の部		
預金	※7 5,076,561	※7 5,886,778
譲渡性預金	273,818	437,864
債券	3,989,750	3,786,770
債券貸借取引受入担保金	※7 336,938	※7 164,811
特定取引負債	8,367	8,928
借入金	※7, ※11 315,066	※7, ※11 1,558,115
外国為替	30	43
社債	※12 —	※12 10,000
その他負債	78,797	80,546
賞与引当金	4,609	4,543
退職給付に係る負債	13,229	3,977
役員退職慰労引当金	76	94
睡眠債券払戻損失引当金	51,776	48,979
環境対策引当金	116	67
その他の引当金	86	74
繰延税金負債	52	52
支払承諾	110,779	112,070
負債の部合計	10,260,057	12,103,717

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
利益剰余金	207,952	212,698
自己株式	△1,072	△1,136
株主資本合計	955,844	960,526
その他有価証券評価差額金	11,884	21,076
繰延ヘッジ損益	85	△25
退職給付に係る調整累計額	△12,160	△5,820
その他の包括利益累計額合計	△191	15,230
非支配株主持分	3,796	3,796
純資産の部合計	959,450	979,554
負債及び純資産の部合計	11,219,507	13,083,272

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
経常収益	153,835	151,777
資金運用収益	95,018	102,888
貸出金利息	87,233	96,977
有価証券利息配当金	4,399	3,727
コールローン利息及び買入手形利息	1,022	130
預け金利息	1,218	1,101
金利スワップ受入利息	28	23
その他の受入利息	1,114	928
役務取引等収益	10,212	9,518
特定取引収益	3,871	2,202
その他業務収益	37,817	34,613
その他経常収益	6,915	2,554
償却債権取立益	10	88
その他の経常収益	※1 6,904	※1 2,466
経常費用	132,170	143,274
資金調達費用	6,519	5,157
預金利息	3,108	2,670
譲渡性預金利息	1,014	190
債券利息	1,006	1,107
コールマネー利息及び売渡手形利息	△2	△3
売現先利息	0	—
債券貸借取引支払利息	44	21
借入金利息	1,310	1,098
社債利息	—	27
その他の支払利息	37	46
役務取引等費用	1,574	2,615
特定取引費用	31	—
その他業務費用	35,628	33,797
営業経費	※2 76,274	※2 80,315
その他経常費用	12,142	21,387
貸倒引当金繰入額	6,006	19,174
その他の経常費用	※3 6,135	※3 2,212
経常利益	21,664	8,503
特別利益	0	4,443
固定資産処分益	0	651
受取賠償金	—	3,792
特別損失	4,433	1,450
固定資産処分損	19	196
減損損失	※4 4,413	※4 1,253
税金等調整前当期純利益	17,231	11,496
法人税、住民税及び事業税	2,597	2,645
法人税等調整額	86	△395
法人税等合計	2,684	2,250
当期純利益	14,546	9,246
非支配株主に帰属する当期純利益	3	3
親会社株主に帰属する当期純利益	14,543	9,242

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	14,546	9,246
その他の包括利益	※1 △9,167	※1 15,421
その他有価証券評価差額金	△9,448	9,192
繰延ヘッジ損益	79	△110
退職給付に係る調整額	201	6,340
包括利益	5,379	24,668
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,375	24,664
非支配株主に係る包括利益	3	3

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	197,906	△1,061	951,309
当期変動額							
危機対応準備金の国庫納付		△5,500					△5,500
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属する当期純利益					14,543		14,543
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△5,500	—	0	10,046	△10	4,535
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	207,952	△1,072	955,844

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	21,333	5	△12,362	8,976	3,796	964,082
当期変動額						
危機対応準備金の国庫納付						△5,500
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属する当期純利益						14,543
自己株式の取得						△10
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,448	79	201	△9,167	—	△9,167
当期変動額合計	△9,448	79	201	△9,167	—	△4,632
当期末残高	11,884	85	△12,160	△191	3,796	959,450

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	207,952	△1,072	955,844
当期変動額							
危機対応準備金の 国庫納付							
剰余金の配当					△4,496		△4,496
親会社株主に帰属する 当期純利益					9,242		9,242
自己株式の取得						△63	△63
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	0	4,745	△63	4,682
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	212,698	△1,136	960,526

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	11,884	85	△12,160	△191	3,796	959,450
当期変動額						
危機対応準備金の 国庫納付						
剰余金の配当						△4,496
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,242
自己株式の取得						△63
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	9,192	△110	6,340	15,421	－	15,421
当期変動額合計	9,192	△110	6,340	15,421	－	20,104
当期末残高	21,076	△25	△5,820	15,230	3,796	979,554

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,231	11,496
減価償却費	5,386	5,948
減損損失	4,413	1,253
貸倒引当金の増減(△)	△12,535	2,798
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6	△65
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△5,392	△2,935
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△10,762	△8,959
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	35	18
睡眠債券払戻損失引当金の増減(△)	1,533	△2,797
環境対策引当金の増減額(△は減少)	△28	△49
その他の引当金の増減額(△は減少)	2	△12
資金運用収益	△95,018	△102,888
資金調達費用	6,519	5,157
有価証券関係損益(△)	857	1,882
固定資産処分損益(△は益)	19	△455
特定取引資産の純増(△)減	△711	△266
特定取引負債の純増減(△)	△37	561
貸出金の純増(△)減	△4,543	△1,226,275
預金の純増減(△)	25,204	810,216
譲渡性預金の純増減(△)	△10,542	164,046
債券の純増減(△)	△248,160	△202,980
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△89,523	1,243,048
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	10,951	△30,085
コールローン等の純増(△)減	11,847	△103,335
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△256,304	△172,127
外国為替(資産)の純増(△)減	670	△8,909
外国為替(負債)の純増減(△)	0	12
資金運用による収入	102,107	107,179
資金調達による支出	△6,315	△4,868
その他	△18,790	14,765
小計	△571,893	501,379
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△10,674	1,260
営業活動によるキャッシュ・フロー	△582,568	502,640
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△220,576	△348,328
有価証券の売却による収入	119,914	102,026
有価証券の償還による収入	181,929	73,197
有形固定資産の取得による支出	△2,937	△7,791
無形固定資産の取得による支出	△4,530	△3,864
有形固定資産の売却による収入	0	733
資産除去債務の履行による支出	—	△567
投資活動によるキャッシュ・フロー	73,799	△184,595

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
危機対応準備金の国庫納付による支出	△5,500	—
劣後特約付社債の発行による収入	—	10,000
自己株式の取得による支出	△10	△63
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△4,496	△4,496
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,011	5,435
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△518,780	323,480
現金及び現金同等物の期首残高	1,821,556	1,302,775
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,302,775	※1 1,626,256

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 2年～60年

その他 : 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権を分類しております。また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権を、貸出条件緩和の有無により区分しております。これらの取引先区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 180,864百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「5. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」であります。「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各取引先の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。

「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」として、正常先債権に相当する債権（損害担保付貸出を除く）については、大口債権の貸倒が発生した過去の特定の年度の貸倒実績率に基づき計上しております。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権区分については、新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を踏まえて、将来の経済見通し等を分析・検討し、連結決算日時点における個々の取引先区分には反映されていない信用リスクに関する諸情報を多面的に考慮した結果、リーマンショック発生時の取引先区分変動実績を基礎として、連結決算日以降の取引先区分変動リスクを織り込むための追加調整を行っております。また、その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権区分についても、同様に考慮した結果、リーマンショック発生時の貸倒実績率を基礎として、連結決算日以降の予想損失額の変動リスクを織り込むための追加調整を行うことで、将来見込み等必要な修正を加えた貸倒引当金を算出しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた「取引先区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合や、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済環境への影響の変化により、当初の見積りに用いた「取引先区分毎の予想損失額に関する将来見込み等」が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品の時価に適用されます。また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(受取賠償金)

当金庫は、開発を進めていたシステム投資案件において、計画の大幅な見直しが発生し、投資額の回収が見込めなくなったことから、前連結会計年度において、当該システム関連資産について3,525百万円の減損損失を計上しておりました。

当連結会計年度において、同システム投資案件の中止に関して、システム開発委託先との間に和解契約を締結しております。

和解契約に基づき、当連結会計年度に同委託先から受領した損害賠償金2,180百万円及び当連結会計年度に同委託先から無償で供与を受けたシステムのハードウェア等の評価額1,611百万円の合計額3,792百万円を「受取賠償金」として特別利益に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
90,185百万円	155,351百万円

- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	57,949百万円	52,488百万円
延滞債権額	254,526百万円	248,751百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	959百万円	161百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	23,702百万円	25,896百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	337,138百万円	327,296百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
144,759百万円	101,985百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	741,359百万円	532,933百万円
計	741,359百万円	532,933百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,997百万円	4,016百万円
債券貸借取引受入担保金	336,938百万円	164,811百万円
借入金	152,879百万円	73,213百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	2,519百万円	2,522百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
金融商品等差入担保金	87,458百万円	69,471百万円
保証金・敷金等	2,293百万円	1,894百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,380,750百万円	1,602,372百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,287,198百万円	1,461,111百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	70,160百万円	70,296百万円

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	17,367百万円	17,367百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	15,000百万円

※12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	－百万円	10,000百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	52,966百万円	32,144百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
睡眠債券の収益計上額	5,162百万円	68百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与・手当	40,289百万円	39,836百万円

※3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸出金償却	87百万円	317百万円
株式等償却	220百万円	93百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	4,732百万円	704百万円

※4. 減損損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。また、開発を進めていたシステム投資案件において、計画の大幅な見直しが発生したシステム関連資産についても、同様に減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗12カ所	土地及び建物等	829
処分予定資産・遊休資産2カ所	土地及び建物等	58
システム関連資産	その他の無形固定資産	3,525
合計	—	4,413

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。システム関連資産については、開発案件ごとにグルーピングを行っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。システム関連資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、計画の大幅な見直しが発生したため、その使用価値を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当金庫が首都圏及びその他の地域に保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落、使用目的の変更及び処分を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)
営業店舗14カ所	建物等	1,111
処分予定資産・遊休資産1カ所	建物等	142
合計	—	1,253

有形固定資産の減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については各々独立した単位として取り扱っており、本部・事務センター・舎宅等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産として取り扱っております。

有形固定資産の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、主として正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△14,512	11,314
組替調整額	919	1,909
税効果調整前	△13,593	13,224
税効果額	4,144	△4,032
その他有価証券評価差額金	△9,448	9,192
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	143	△135
組替調整額	△28	△23
税効果調整前	114	△159
税効果額	△34	48
繰延ヘッジ損益	79	△110
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△2,090	6,188
組替調整額	2,380	2,932
税効果調整前	290	9,121
税効果額	△88	△2,781
退職給付に係る調整額	201	6,340
その他の包括利益合計	△9,167	15,421

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,204	54	0	10,258	(注)
合計	10,204	54	0	10,258	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	2019年3月31日	2019年6月24日
	普通株式 (政府以外分)	3,480	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0 (注1)	2020年3月31日	2020年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,480		3.0		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,258	360	1	10,618	(注)
合計	10,258	360	1	10,618	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるもの及び所在不明株主の株式買取によるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0(注)	2020年3月31日	2020年6月25日
	普通株式 (政府以外分)	3,480	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0 (注1)	2021年3月31日	2021年6月22日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,479		3.0		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	1,327,060百万円	1,680,626百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△24,285百万円	△54,370百万円
現金及び現金同等物	1,302,775百万円	1,626,256百万円

2. 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
見積り変更により新たに計上した 重要な資産除去債務の額	2,690百万円	－百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	488	529
1年超	1,533	880
合計	2,022	1,410

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほかファイナンス本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、リスク統括部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、パンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等で設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、金融資産及び負債の金利リスクの状況について、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議で設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会で保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。リスク統括部は、残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2021年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で102百万円（2020年3月31日現在41百万円）であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

2021年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,999百万円（2020年3月31日現在28,782百万円）となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2021年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が9,687百万円（2020年3月31日現在7,022百万円）減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベーシス・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況はリスク統括部において把握し、日次で担当役員に、定期的に経営会議並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,327,060	1,327,060	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	400,001	400,147	146
その他有価証券	870,814	870,814	—
(3) 貸出金	8,285,149		
貸倒引当金（*1）	△175,479		
	8,109,669	8,162,445	52,776
資産計	10,707,546	10,760,469	52,922
(1) 預金	5,076,561	5,078,636	2,075
(2) 譲渡性預金	273,818	273,819	1
(3) 債券	3,989,750	3,978,718	△11,031
(4) 債券貸借取引受入担保金	336,938	336,938	—
(5) 借入金	315,066	315,258	191
負債計	9,992,135	9,983,371	△8,763
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,842	6,842	—
ヘッジ会計が適用されているもの	122	122	—
デリバティブ取引計	6,965	6,965	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,680,626	1,680,626	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	466,590	464,089	△2,500
その他有価証券	984,358	984,358	—
(3) 貸出金	9,511,424		
貸倒引当金（*1）	△178,559		
	9,332,864	9,400,039	67,174
資産計	12,464,441	12,529,115	64,673
(1) 預金	5,886,778	5,889,428	2,650
(2) 譲渡性預金	437,864	437,867	2
(3) 債券	3,786,770	3,781,279	△5,490
(4) 債券貸借取引受入担保金	164,811	164,811	—
(5) 借入金	1,558,115	1,543,842	△14,272
負債計	11,834,339	11,817,229	△17,110
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,380	5,380	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(36)	(36)	—
デリバティブ取引計	5,343	5,343	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
①非上場株式(*1)(*2)	8,890	9,909
②組合出資金(*3)	286	272
合 計	9,176	10,181

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について100百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について7百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,305,404	—	—	—	—	—
有価証券	145,307	437,349	169,090	255,280	134,011	68,022
満期保有目的の債券	—	266,601	18,359	61,458	—	50,000
うち国債	—	244,000	—	—	—	50,000
地方債	—	2,400	18,359	61,458	—	—
社債	—	20,201	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(*1)	145,307	170,748	150,731	193,822	134,011	18,022
うち国債	91,200	81,700	—	—	24,000	8,000
地方債	5,200	12,483	101,021	174,611	83,917	—
社債	48,907	75,476	43,949	19,210	5,500	—
その他	—	1,088	5,761	—	20,593	10,022
貸出金(*2)	3,502,181	2,349,271	1,119,089	454,571	308,538	238,064
合 計	4,952,893	2,786,620	1,288,180	709,851	442,549	306,086

(*1) その他有価証券のうち満期があるもののうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない60百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない312,474百万円、期間の定めのないもの957百万円は含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,657,405	—	—	—	—	—
有価証券	188,442	305,656	216,735	179,501	372,776	125,500
満期保有目的の債券	84,201	188,950	27,454	45,813	—	117,500
うち国債	64,000	180,000	—	—	—	117,500
地方債	—	8,950	27,454	45,813	—	—
社債	20,201	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの(*1)	104,241	116,706	189,281	133,688	372,776	8,000
うち国債	69,700	12,000	—	—	281,000	8,000
地方債	3,053	33,460	158,815	120,448	56,255	—
社債	30,381	71,245	29,611	13,240	6,300	—
その他	1,107	—	854	—	29,220	—
貸出金(*2)	3,297,516	2,502,059	1,439,757	734,321	723,018	512,684
合計	5,143,365	2,807,716	1,656,493	913,823	1,095,794	638,184

(*1) その他有価証券のうち満期があるものうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない3百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない301,238百万円、期間の定めのないもの827百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	4,351,307	674,911	50,343	—	—	—
譲渡性預金	273,818	—	—	—	—	—
債券	987,150	1,816,890	840,310	215,100	130,300	—
債券貸借取引受入担保金	336,938	—	—	—	—	—
借入金	159,519	97,176	39,264	18,683	123	299
合計	6,108,733	2,588,977	929,917	233,783	130,423	299

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	4,935,259	896,608	54,902	7	—	—
譲渡性預金	437,864	—	—	—	—	—
債券	983,770	1,599,250	849,250	179,400	175,100	—
債券貸借取引受入担保金	164,811	—	—	—	—	—
借入金	139,273	366,228	401,842	240,096	249,566	161,106
合計	6,660,980	2,862,087	1,305,995	419,503	424,666	161,106

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	—	—

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	244,854	249,090	4,236
	地方債	56,125	56,216	90
	社債	20,331	20,441	109
	小計	321,312	325,748	4,436
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	50,911	50,024	△887
	地方債	27,777	27,762	△14
	社債	—	—	—
	小計	78,689	77,787	△901
合計		400,001	403,536	3,534

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	244,279	246,548	2,268
	地方債	83,593	83,747	153
	社債	20,261	20,311	49
	小計	348,135	350,607	2,472
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	118,455	115,423	△3,031
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	118,455	115,423	△3,031
合計		466,590	466,030	△559

3. その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	20,707	7,308	13,399
	債券	690,371	687,632	2,739
	国債	195,198	194,361	836
	地方債	344,875	343,513	1,362
	社債	150,297	149,757	540
	その他	32,084	26,061	6,023
	小計	743,163	721,002	22,161
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,454	2,117	△662
	債券	94,839	95,361	△521
	国債	12,019	12,119	△100
	地方債	37,719	37,875	△156
	社債	45,100	45,365	△264
	その他	34,208	38,088	△3,880
	小計	130,502	135,567	△5,064
合計		873,666	856,569	17,097

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	28,819	7,788	21,030
	債券	589,006	586,968	2,037
	国債	122,353	122,112	240
	地方債	344,412	343,002	1,410
	社債	122,239	121,852	386
	その他	16,658	6,281	10,376
	小計	634,483	601,038	33,445
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,166	1,544	△377
	債券	311,570	313,195	△1,625
	国債	249,171	250,559	△1,388
	地方債	32,187	32,325	△138
	社債	30,211	30,310	△99
	その他	38,469	39,589	△1,120
	小計	351,207	354,330	△3,123
合計		985,691	955,368	30,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	177	124	16
債券	80,735	310	32
国債	80,735	310	32
社債	—	—	—
その他	39,000	1,954	2,922
合計	119,914	2,389	2,971

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21	12	—
債券	82,366	213	101
国債	57,933	165	101
社債	24,432	48	—
その他	19,639	638	2,555
合計	102,026	864	2,656

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、251百万円（うち、株式120百万円、社債130百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、94百万円（うち、株式86百万円、社債8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	17,097
その他有価証券	17,097
(△)繰延税金負債	△5,213
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,884
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	11,884

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	30,322
その他有価証券	30,322
(△)繰延税金負債	△9,245
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,076
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,076

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度 (2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,366,550	1,057,837	25,211	25,211
	受取変動・支払固定	1,330,208	996,960	△19,330	△19,330
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	5,880	5,880

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,053,377	872,031	19,427	19,427
	受取変動・支払固定	1,029,738	802,867	△13,703	△13,703
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	5,723	5,723

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,566,772	1,139,398	637	637
	為替予約				
	売建	52,902	7,352	△626	△626
	買建	44,221	6,573	951	951
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	961	961

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,344,123	1,071,652	254	254
	為替予約				
	売建	74,202	2,047	△2,524	△2,524
	買建	54,662	1,697	1,926	1,926
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△343	△343

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		85,000	83,750	122
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、貸出金、債券、借入金 の有利利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,731,825	2,379,825	(注3)
	受取変動・支払固定		196,052	192,620	(注3)
合 計		—	—	—	122

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該有価証券、貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載してしております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		61,250	61,250	△36
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、貸出金、債券、借入金 の有利利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		2,505,375	1,891,200	(注3)
	受取変動・支払固定		191,327	190,512	(注3)
合 計		—	—	—	△36

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してしております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、貸出金、債券、借入金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該有価証券、貸出金、債券、借入金の時価に含めて記載してしております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがある。）では退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、従業員の退職等に対して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

また、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	121,806	117,711
勤務費用	3,612	3,305
利息費用	171	164
数理計算上の差異の発生額	△1,252	984
退職給付の支払額	△6,626	△7,526
その他	—	3,150
退職給付債務の期末残高	117,711	117,789

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	112,307	122,276
期待運用収益	2,413	2,642
数理計算上の差異の発生額	△3,343	7,172
事業主からの拠出額	5,566	2,893
退職給付信託の設定	10,000	10,000
退職給付の支払額	△4,667	△4,547
年金資産の期末残高	122,276	140,438

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	117,286	117,380
年金資産	△122,276	△140,438
	△4,990	△23,057
非積立型制度の退職給付債務	424	408
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,565	△22,648

退職給付に係る負債	13,229	3,977
退職給付に係る資産	△17,795	△26,625
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,565	△22,648

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	3,612	3,305
利息費用	171	164
期待運用収益	△2,413	△2,642
数理計算上の差異の損益処理額	3,018	3,570
過去勤務費用の損益処理額	△637	△637
その他（臨時に支払った割増退職金等）	—	3,639
確定給付制度に係る退職給付費用	3,751	7,399

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	637	637
数理計算上の差異	△927	△9,758
合計	△290	△9,121

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	△5,047	△4,410
未認識数理計算上の差異	22,542	12,783
合計	17,494	8,373

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債券	53%	55%
株式	18%	20%
預金	—%	—%
一般勘定	28%	24%
その他	1%	1%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度8%、当連結会計年度15%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表わしております。)

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	3.5%	3.5%

3. 確定拠出制度

当金庫及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度661百万円、当連結会計年度654百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	45,790 百万円	44,964 百万円
退職給付に係る負債	1,673	—
睡眠債券払戻損失引当金	15,786	14,933
その他	11,196	11,558
繰延税金資産小計	74,447	71,455
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△23,335	△21,938
評価性引当額小計 (注)	△23,335	△21,938
繰延税金資産合計	51,112	49,517
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,213	△9,245
固定資産圧縮積立金	△246	△232
退職給付に係る資産	—	△793
その他	△37	—
繰延税金負債合計	△5,497	△10,271
繰延税金資産の純額	45,614 百万円	39,245 百万円

(注) 評価性引当額が1,396百万円減少しております。この減少の主な要因は、当金庫において、貸倒引当金に係る評価性引当額が1,602百万円減少したことによるものであります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.49%	30.49%
(調整)		
評価性引当額の増減	△15.40	△12.15
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62	0.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.56	△0.47
住民税均等割	0.85	1.25
その他	△0.42	0.13
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.58%	19.58%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当金庫グループは、営業店舗の一部について、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。

また、営業店舗の一部について、賃借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として50年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,624百万円	4,331百万円
賃借契約締結に伴う増加額	42百万円	96百万円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	－百万円	143百万円
見積りの変更による増加額	2,690百万円	－百万円
時の経過による調整額	1百万円	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	△27百万円	△832百万円
その他の増減額 (△は減少)	－百万円	103百万円
期末残高	4,331百万円	3,846百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当金庫グループの報告セグメントは、当金庫グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当金庫グループは、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。

したがって、当金庫グループは業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために、貸出、預金、為替、保証等の金融サービスを提供しております。「リース業」は、主として株式会社商工組合中央金庫の取引先に対しリース・割賦等の金融サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の取引における取引価格及び振替価格は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	118,893	33,478	152,372	1,462	153,835	—	153,835
セグメント間の内部 経常収益	127	1	128	5,302	5,430	△5,430	—
計	119,021	33,479	152,501	6,764	159,265	△5,430	153,835
セグメント利益	20,581	784	21,365	307	21,673	△8	21,664
セグメント資産	11,140,249	89,932	11,230,182	8,703	11,238,885	△19,378	11,219,507
セグメント負債	10,195,731	77,509	10,273,240	2,360	10,275,601	△15,543	10,260,057
その他の項目							
減価償却費	5,334	63	5,398	36	5,435	△48	5,386
資金運用収益	95,032	2	95,034	13	95,047	△29	95,018
資金調達費用	6,355	188	6,543	2	6,545	△26	6,519
特別利益	—	—	—	0	0	—	0
（固定資産処分益）	—	—	—	0	0	—	0
（受取賠償金）	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	4,520	0	4,520	0	4,520	△87	4,433
（固定資産処分損）	19	0	19	0	19	—	19
（減損損失）	4,501	—	4,501	—	4,501	△87	4,413
税金費用	2,325	249	2,574	81	2,656	28	2,684
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	7,502	17	7,520	6	7,526	△58	7,468

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△8百万円は、セグメント間取引消去△8百万円であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△19,378百万円は、セグメント間取引消去△19,378百万円であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△15,543百万円は、セグメント間取引消去△15,543百万円であります。
 - (4)減価償却費の調整額△48百万円は、セグメント間取引消去△48百万円であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去△29百万円であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△26百万円は、セグメント間取引消去△26百万円であります。
 - (7)特別損失の調整額△87百万円は、セグメント間取引消去△87百万円であります。
 - (8)税金費用の調整額28百万円は、セグメント間取引消去28百万円であります。
 - (9)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△58百万円は、セグメント間取引消去△58百万円であり
ます。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結 財務諸表 計上額 (注4)
	銀行業	リース業	計				
経常収益（注1）							
外部顧客に対する 経常収益	117,795	32,894	150,689	1,087	151,777	—	151,777
セグメント間の内部 経常収益	137	1	138	5,196	5,334	△5,334	—
計	117,932	32,895	150,828	6,283	157,112	△5,334	151,777
セグメント利益	7,670	669	8,340	189	8,529	△25	8,503
セグメント資産	13,009,034	87,330	13,096,364	8,682	13,105,047	△21,775	13,083,272
セグメント負債	12,044,891	74,443	12,119,335	2,307	12,121,642	△17,925	12,103,717
その他の項目							
減価償却費	5,898	63	5,962	33	5,995	△47	5,948
資金運用収益	102,905	1	102,906	10	102,917	△28	102,888
資金調達費用	4,994	188	5,183	0	5,183	△25	5,157
特別利益	4,443	—	4,443	—	4,443	—	4,443
(固定資産処分益)	651	—	651	—	651	—	651
(受取賠償金)	3,792	—	3,792	—	3,792	—	3,792
特別損失	1,449	0	1,449	0	1,450	—	1,450
(固定資産処分損)	196	0	196	0	196	—	196
(減損損失)	1,253	—	1,253	—	1,253	—	1,253
税金費用	1,890	214	2,104	153	2,258	△7	2,250
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	11,690	24	11,714	9	11,724	△68	11,656

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業、ソフトウェア開発業、情報サービス業及びクレジットカード業等を含んでおります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去△25百万円であります。
 - (2)セグメント資産の調整額△21,775百万円は、セグメント間取引消去△21,775百万円であります。
 - (3)セグメント負債の調整額△17,925百万円は、セグメント間取引消去△17,925百万円であります。
 - (4)減価償却費の調整額△47百万円は、セグメント間取引消去△47百万円であります。
 - (5)資金運用収益の調整額△28百万円は、セグメント間取引消去△28百万円であります。
 - (6)資金調達費用の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去△25百万円であります。
 - (7)税金費用の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去△7百万円であります。
 - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△68百万円は、セグメント間取引消去△68百万円であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	87,233	33,450	33,150	153,835

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」には、睡眠債券の収益計上額5,162百万円を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	96,977	32,892	21,907	151,777

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」には、睡眠債券の収益計上額68百万円を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当金庫グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当金庫グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	4,501	—	4,501	—	4,501	△87	4,413

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	1,253	—	1,253	—	1,253	—	1,253

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	195円44銭	204円71銭
1株当たり当期純利益	6円68銭	4円24銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	959,450	979,554
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	534,107	534,107
(うち危機対応準備金)	百万円	129,500	129,500
(うち特別準備金)	百万円	400,811	400,811
(うち非支配株主持分)	百万円	3,796	3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	425,342	445,446
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	2,176,272	2,175,913

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	14,543	9,242
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	14,543	9,242
普通株式の期中平均株式数	千株	2,176,300	2,176,244

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	利付商工債(10年)	2013年12月～ 2021年3月	419,000	504,300 [-]	0.05～0.83	なし	2023年12月～ 2031年3月
	利付商工債(5年)	2016年4月～ 2021年3月	2,297,250	2,041,070 [507,870]	0.01～0.18	なし	2021年4月～ 2026年3月
	利付商工債(3年)	2018年4月～ 2021年3月	1,273,500	1,241,400 [475,900]	0.01～0.13	なし	2021年4月～ 2024年3月
合計	-	-	3,989,750	3,786,770 [983,770]	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の[-]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	983,770	833,120	766,130	432,980	416,270

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当金庫	第1回期限前償還 条項付無担保社債 (実質破綻時免除 特約及び劣後特約 付)	2020年10月28日	-	10,000	0.65	なし	2030年10月28日
合計	-	-	-	10,000	-	-	-

(注) 1. 「利率」欄には、それぞれの社債において各決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	315,066	1,558,115	0.06	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	315,066	1,558,115	0.06	2021年4月～ 2038年10月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	-	-	-	

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	139,273	153,672	212,556	218,810	183,032
リース債務 (百万円)	-	-	-	-	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため作成を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,327,016	1,680,583
現金	21,655	23,220
預け金	1,305,360	1,657,363
コールローン	37,719	143,938
買入金銭債権	22,355	19,471
特定取引資産	14,843	15,109
特定金融派生商品	14,843	15,109
有価証券	※1, ※8 1,283,350	※1, ※8 1,464,472
国債	※2 502,984	※2 734,260
地方債	466,498	460,194
社債	※13 215,730	※13 172,712
株式	34,409	43,237
その他の証券	63,727	54,067
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 8,294,116	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 9,521,402
割引手形	※7 144,160	※7 101,521
手形貸付	392,095	329,563
証書貸付	6,437,338	7,854,270
当座貸越	1,320,522	1,236,047
外国為替	15,900	24,810
外国他店預け	8,365	17,296
買入外国為替	※7 598	※7 464
取立外国為替	6,936	7,049
その他資産	100,627	89,253
未決済為替貸	2	—
前払費用	1,084	10,340
未収収益	4,227	4,071
金融派生商品	1,185	1,926
金融商品等差入担保金	87,458	69,471
その他の資産	※8 6,669	※8 3,443
有形固定資産	※10 38,404	※10 42,494
建物	16,794	16,858
土地	18,130	21,603
建設仮勘定	1,680	835
その他の有形固定資産	1,797	3,198
無形固定資産	9,754	10,294
ソフトウェア	7,661	9,104
その他の無形固定資産	2,093	1,190
前払年金費用	32,228	32,747
繰延税金資産	39,491	36,023
支払承諾見返	110,779	112,070
支払承諾見返	109,681	111,067
代理貸付保証見返	1,098	1,003
貸倒引当金	△177,239	△180,069
資産の部合計	11,149,348	13,012,603

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
預金	※8 5,082,048	※8 5,893,654
当座預金	490,927	545,702
普通預金	1,273,425	1,662,949
通知預金	35,759	30,613
定期預金	3,195,222	3,571,601
その他の預金	86,713	82,787
譲渡性預金	273,818	437,864
債券	3,990,150	3,787,170
債券発行高	3,990,150	3,787,170
債券貸借取引受入担保金	※8 336,938	※8 164,811
特定取引負債	8,367	8,928
特定金融派生商品	8,367	8,928
借入金	※8 251,106	※8 1,497,590
借入金	※11 251,106	※11 1,497,590
外国為替	30	43
外国他店預り	—	9
売渡外国為替	22	—
未払外国為替	8	33
社債	※12 —	※12 10,000
その他負債	73,530	75,916
未払法人税等	669	2,094
未払費用	5,890	6,176
前受収益	6,254	6,871
従業員預り金	4,091	4,032
金融派生商品	696	2,763
金融商品等受入担保金	14,943	13,985
資産除去債務	2,684	2,502
未払債券元金	106	38
その他の負債	38,192	37,451
賞与引当金	4,380	4,330
退職給付引当金	9,582	1,155
役員退職慰労引当金	44	58
睡眠債券払戻損失引当金	51,776	48,979
環境対策引当金	116	67
支払承諾	110,779	112,070
支払承諾	109,681	111,067
代理貸付保証	1,098	1,003
負債の部合計	10,192,669	12,042,640

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
資本金	218,653	218,653
危機対応準備金	129,500	129,500
特別準備金	400,811	400,811
資本剰余金	0	0
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	196,822	201,099
利益準備金	23,310	24,210
その他利益剰余金	173,511	176,888
固定資産圧縮積立金	404	377
特別積立金	49,570	49,570
繰越利益剰余金	123,536	126,940
自己株式	△1,072	△1,136
株主資本合計	944,714	948,927
その他有価証券評価差額金	11,879	21,060
繰延ヘッジ損益	85	△25
評価・換算差額等合計	11,964	21,035
純資産の部合計	956,679	969,963
負債及び純資産の部合計	11,149,348	13,012,603

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
経常収益	119,021	117,932
資金運用収益	95,032	102,905
貸出金利息	87,250	96,996
有価証券利息配当金	4,397	3,725
コールローン利息	1,022	130
預け金利息	1,218	1,101
金利スワップ受入利息	28	23
その他の受入利息	1,114	927
役務取引等収益	9,741	9,133
受入為替手数料	1,384	1,410
その他の役務収益	8,356	7,722
特定取引収益	3,871	2,202
特定金融派生商品収益	3,871	2,202
その他業務収益	3,424	1,060
外国為替売買益	1,163	847
国債等債券売却益	2,261	213
その他経常収益	6,951	2,631
償却債権取立益	10	88
株式等売却益	127	650
その他の経常収益	※1 6,813	※1 1,891
経常費用	98,440	110,262
資金調達費用	6,355	4,994
預金利息	3,109	2,670
譲渡性預金利息	1,014	190
債券利息	1,006	1,107
コールマネー利息	△2	△3
売現先利息	0	—
債券貸借取引支払利息	44	21
借入金利息	1,145	934
社債利息	—	27
その他の支払利息	37	46
役務取引等費用	1,522	2,567
支払為替手数料	382	360
その他の役務費用	1,139	2,206
特定取引費用	31	—
特定取引有価証券費用	31	—
その他業務費用	3,384	2,254
国債等債券売却損	2,955	2,029
国債等債券償還損	—	22
国債等債券償却	130	8
債券発行費償却	16	26
金融派生商品費用	281	166
その他の業務費用	0	1
営業経費	74,983	79,175

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他経常費用	12,163	21,270
貸倒引当金繰入額	6,040	19,067
貸出金償却	86	317
株式等売却損	16	627
株式等償却	220	93
その他の経常費用	※2 5,800	※2 1,165
経常利益	20,581	7,670
特別利益	—	4,443
固定資産処分益	—	651
受取賠償金	—	3,792
特別損失	4,520	1,449
固定資産処分損	19	196
減損損失	4,501	1,253
税引前当期純利益	16,060	10,664
法人税、住民税及び事業税	2,265	2,400
法人税等調整額	60	△510
法人税等合計	2,325	1,890
当期純利益	13,735	8,773

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	135,000	400,811	0	0
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付		△5,500			
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の 取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△5,500	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
固定資産 圧縮積立金		特別積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	22,411	433	49,570	115,167	187,583
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付					
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496
固定資産圧縮積立金の 取崩		△29		29	—
当期純利益				13,735	13,735
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	899	△29	—	8,368	9,238
当期末残高	23,310	404	49,570	123,536	196,822

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,061	940,986	21,317	5	21,323	962,309
当期変動額						
危機対応準備金 の国庫納付		△5,500				△5,500
剰余金の配当		△4,496				△4,496
固定資産圧縮積立金 の取崩		—				—
当期純利益		13,735				13,735
自己株式の取得	△10	△10				△10
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△9,437	79	△9,358	△9,358
当期変動額合計	△10	3,728	△9,437	79	△9,358	△5,630
当期末残高	△1,072	944,714	11,879	85	11,964	956,679

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	129,500	400,811	0	0
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の 取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	0	0
当期末残高	218,653	129,500	400,811	0	0

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		固定資産 圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	23,310	404	49,570	123,536	196,822
当期変動額					
危機対応準備金の 国庫納付					
剰余金の配当	899			△5,396	△4,496
固定資産圧縮積立金の 取崩		△26		26	—
当期純利益				8,773	8,773
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	899	△26	—	3,404	4,277
当期末残高	24,210	377	49,570	126,940	201,099

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,072	944,714	11,879	85	11,964	956,679
当期変動額						
危機対応準備金 の国庫納付						
剰余金の配当		△4,496				△4,496
固定資産圧縮積立金 の取崩		—				—
当期純利益		8,773				8,773
自己株式の取得	△63	△63				△63
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			9,181	△110	9,070	9,070
当期変動額合計	△63	4,213	9,181	△110	9,070	13,284
当期末残高	△1,136	948,927	21,060	△25	21,035	969,963

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 2年～60年

その他 : 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権を分類しております。また、要注意先債権のうち要管理債権以外のその他の要注意先債権を、貸出条件緩和の有無により区分しております。これらの取引先区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別委員会実務指針第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 180,069百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の「1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(特別準備金)

2008年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(受取賠償金)

当金庫は、開発を進めていたシステム投資案件において、計画の大幅な見直しが発生し、投資額の回収が見込めなくなったことから、前事業年度において、当該システム関連資産について3,613百万円の減損損失を計上しております。

当事業年度において、同システム投資案件の中止に関して、システム開発委託先との間に和解契約を締結しております。

和解契約に基づき、当事業年度に同委託先から受領した損害賠償金2,180百万円及び当事業年度に同委託先から無償で供与を受けたシステムのハードウェア等の評価額1,611百万円の合計額3,792百万円を「受取賠償金」として特別利益に計上しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株 式	3,441百万円	3,441百万円

※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	90,185百万円	155,351百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	57,948百万円	52,487百万円
延滞債権額	254,525百万円	248,749百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	959百万円	161百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	23,702百万円	25,896百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	337,136百万円	327,294百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	144,759百万円	101,985百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	741,359百万円	532,933百万円
計	741,359百万円	532,933百万円

担保資産に対応する債務

預金	5,997百万円	4,016百万円
債券貸借取引受入担保金	336,938百万円	164,811百万円
借入金	152,879百万円	73,213百万円

上記のほか、先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	2,519百万円	2,522百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金・敷金等	2,203百万円	1,945百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	1,404,472百万円	1,625,311百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,310,920百万円	1,484,050百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
圧縮記帳額	17,367百万円	17,367百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
劣後特約付借入金	15,000百万円	15,000百万円

※12. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
劣後特約付社債	－百万円	10,000百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	52,966百万円	32,144百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
睡眠債券の収益計上額	5,162百万円	68百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	4,732百万円	704百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度 (2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	3,441	3,441
関連会社株式	—	—
合計	3,441	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	45,557 百万円	44,738 百万円
睡眠債券払戻損失引当金	15,786	14,933
その他	10,744	11,120
繰延税金資産小計	72,089	70,792
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△23,316	△21,829
評価性引当額小計	△23,316	△21,829
繰延税金資産合計	48,772	48,963
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,210	△9,238
固定資産圧縮積立金	△177	△165
前払年金費用	△3,855	△3,536
その他	△37	—
繰延税金負債合計	△9,281	△12,940
繰延税金資産の純額	39,491 百万円	36,023 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.49%	30.49%
(調整)		
評価性引当額の増減	△16.52	△13.94
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.66	0.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.59	△0.51
住民税均等割	0.84	1.24
その他	△0.40	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.48%	17.73%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	73,473	3,325	2,724 (1,167)	74,074	57,216	2,052	16,858
土地	18,130	3,586	113	21,603	—	—	21,603
建設仮勘定	1,680	5,249	6,095	835	—	—	835
その他の有形固定資産	(0) 12,161	2,245	934 (20)	13,472	10,274	808	3,198
有形固定資産計	(0) 105,446	14,407	9,868 (1,187)	109,985	67,490	2,860	42,494
無形固定資産							
ソフトウェア	20,256	4,480	5,282	19,455	10,351	3,037	9,104
その他の無形固定資産	2,276	998	1,901	1,373	183	0	1,190
無形固定資産計	22,533	5,479	7,183	20,829	10,534	3,037	10,294

(注) 1. 当期首残高欄における()内は為替換算差額であります。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	177,239	180,069	16,237	161,002	180,069
一般貸倒引当金	43,874	54,376	—	43,874	54,376
個別貸倒引当金	133,365	125,693	16,237	117,128	125,693
うち非居住者向け 債権分	5,514	2,836	—	5,514	2,836
賞与引当金	4,380	4,330	4,380	—	4,330
役員退職慰労引当金	44	26	11	—	58
睡眠債券払戻損失引当金	51,776	48,979	3,501	48,274	48,979
環境対策引当金	116	1	44	6	67
計	233,556	233,406	24,174	209,283	233,504

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠債券払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

環境対策引当金・・・引当超過による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	669	2,094	611	58	2,094
未払法人税等	117	1,198	109	8	1,198
未払事業税	552	896	501	50	896

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券及び100,000株券。ただし、当金庫が必要と認めるときは、1,000株券未満の株式につき、その株数を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	普通株式：1,000株 危機対応準備金株式：1株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料。ただし、汚損または毀損による再発行の場合は、新たに発行する株券に係る印紙税相当額及びこれに係る消費税額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
買増手数料	無料
受付停止期間	3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの期間
株券喪失登録	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社
申請手数料	喪失登録申請1件につき8,000円及びこれに係る消費税額
新券交付手数料	喪失登録株券1枚につき500円及びこれに係る消費税額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.shokochukin.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主の資格が制限されております。
2. 定款の定めにより、当金庫の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ③その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当金庫に請求できる権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当金庫の親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第91期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書及び確認書

事業年度 第92期中(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

2020年12月14日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金に対する貸倒引当金の評価 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 5. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準、（重要な会計上の見積り） 1. 貸倒引当金、（金融商品関係） 2. 金融商品の時価等に関する事項	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表の72.70%を占める貸出金に対し、178,559百万円の貸倒引当金を計上しており、貸倒引当金総額180,864百万円の大半を占めている。また、当期の連結損益計算書において、貸倒引当金繰入額19,174百万円を計上している。</p> <p>連結貸借対照表上、貸出金等に見られる信用リスク資産の占める重要性は大きく、会社の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業である。貸倒引当金は、取引先区分ごとに、過去の貸倒実績率に基づき、必要に応じて将来の予想損失を加味して決定されるため、会計上の見積りの不確実性と経営者の偏向の可能性が存在する。</p> <p>貸倒引当金の見積りに関する主な仮定等は、以下のとおりである。</p> <p>1. 信用リスクの程度に応じて区分するための貸出金のグルーピング</p> <p>会社は、自己査定に基づく正常先債権及び要注意先債権について、それぞれ危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権に区分している。また、要注意先債権のうち、要管理債権以外のその他の要注意先債権（以下、その他の要注意先債権）について、貸出条件緩和の有無により細分化している。</p> <p>2. 取引先区分の判定</p> <p>取引先区分は、貸出先の業況や財務内容等の実態に基づき、経営改善計画の実現可能性等の将来の見通しを検討した上で判定している。</p> <p>3. 一般貸倒引当金の算定における、今後の予想損失額を見込む一定期間と、将来見込み等の反映</p> <p>正常先債権及び要注意先債権に対する一般貸倒引当金の引当率は、原則として過去の貸倒実績率の一定期間における平均値を適用するが、正常先債権（損害担保付貸出を除く）については、大口債権の貸倒リスクをより反映するため、過去の貸倒実績率の平均値ではなく、大口債権の貸倒が発生した特定の年度の貸倒実績率を適用している。その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和の無い債権区分については、新型コロナウイルス感染症による経済環境の著しい変化を踏まえて、リーマンショック発生時の実績を基礎として、債権残高に対し決算日以降の取引先区分の変動見込みを追加調整している。また、その他の要注意先債権のうち貸出条件緩和を有する債権区分については、リーマンショック発生時の貸倒実績に基づき予想損失率を調整することで貸倒引当金を算定している。</p> <p>4. 個別貸倒引当金の算定方法</p> <p>債権残高が一定金額以上の破綻懸念先債権は、個別の債権ごとに、担保等で保全されていない部分に対し、将来のキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を貸倒引当金として計上している。また、債権残高が一定金額以下の破綻懸念先債権は、担保等で保全されていない部分に対し、今後発生する損失を見込むため、今後7年間の予想損失率を適用して貸倒引当金を算定している。</p> <p>上記のとおり、貸出金に対する貸倒引当金の評価は、取引先区分の判定、一般貸倒引当金の損失見込期間や将来見込み等の反映、及び個別貸倒引当金の算定方法に多くの仮定が含まれており、経営者の判断により重要な影響を受け、見積りの不確実性が高いことから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>貸出金に対する貸倒引当金の評価に関して、自己査定及び貸倒引当金に関する諸規程並びにITの整備状況の評価を行った上で、主に以下の内部統制の整備及び運用状況の評価手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引先区分及び資産分類の判定手続 貸倒実績率を算定するための基礎データの入力及びデータ連携 <p>また、左記の貸倒引当金の見積りの主な仮定等に対し、主に以下の手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸出金のグルーピングを含むデータの正確性や網羅性について、貸出金システム及び自己査定システムの元データと照合するとともに、取引先区分や危機対応業務に係る損害担保付貸出とそれ以外の債権ごとの貸倒実績の推移分析を行うことにより検討した。 取引先区分について、正常先及び要注意先のうち、大口債務者に加え、業況及び財務内容等から下位区分にランクダウンするリスクのある債務者をサンプル抽出し、区分の妥当性を検討した。 一般貸倒引当金の算定について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 一般貸倒引当金の計算に用いる予想損失額を見込む一定期間については、貸倒引当金の過去の見積りと実績を比較することで重要な仮定が適切かどうか検討し、経営者の偏向がないかどうかを検討した。 正常先債権（損害担保付貸出を除く）に適用する予想損失率については、代替的な見積手法による見積額と比較し、経営者が置いた重要な仮定を検討した。 新型コロナウイルス感染症による影響の将来見込み等の反映については、見積りに影響を及ぼす入手可能な情報をもとに、過去のリーマンショック発生後の取引先区分の遷移状況の分析、前期末の見積りと実績の比較、外部データ等の比較や分析、及び、代替的な仮定の検討を行った上で、経営者が置いた重要な仮定を検討した。 個別貸倒引当金の算定について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 破綻懸念先のうち、担保等により保全されていない債権の残高が一定金額以上の債務者を抽出し、将来のキャッシュ・フローの見積りの妥当性を検討した。 破綻懸念先のうち、今後7年間の予想損失率を適用する債権について、貸倒発生率の推移分析を実施することで、損失見込期間の妥当性を検討した。 担保評価について、過去の見積りと実績を比較するとともに、破綻懸念先以下の債務者のうち、担保による保全額が大きい債務者をサンプル抽出し、その妥当性を検討した。 <p>上記に加え、貸倒引当金の計上に関する会計方針や会計上の見積りの開示について、経営者と協議し、内容が適切に記載されているか検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜 太 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商工組合中央金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金に対する貸倒引当金の評価

【注記事項】（重要な会計方針） 7. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金、(重要な会計上の見積り) 1. 貸倒引当金

会社は、貸出金に対する貸倒引当金を含め、金銭債権に対する貸倒引当金180,069百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸出金に対する貸倒引当金の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当金庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関根正裕

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当金庫取締役社長関根正裕は、当金庫の第92期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。